

第3期酒々井町 子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

すべての家庭において、子どもが心身ともに健やかに
支え合い成長できるまちづくり



令和7年3月

酒々井町

は じ め に

「すべての家庭において、子どもが心身ともに健やかに支え合い

成長できるまちづくり」

本町は、豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれ、多くの歴史・文化資源を有する歴史と伝統ある町です。また、鉄道、高速道路、国道などによる通勤・通学等、成田空港や都心へのアクセス環境も良好で、コンパクトなまちづくりによる社会インフラ整備など地方創生の取組を着実に進めてまいりました。

しかし、日本の少子高齢化・人口減少問題は、地域社会存続の可能性をも脅かす厳しい時代を迎え、特に出生率の低下や、女性の就業率の上昇に伴う子育て支援策の充実が国や県のみならず当町においても大きな課題となっています。

そのような中、当町では令和2年3月に、「第2期酒々井町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進し、支援を行ってまいりました。

この度、第2期計画期間の5年の終了を迎えて、更なる子育て支援の充実を図るため、第2期計画の方向性を継承しつつ、第6次酒々井町総合計画の基本目標にもあるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援の充実や、近年増加傾向にある児童虐待防止対策の強化を図りながら、今後も各種事業を行ってまいります。

町は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とする「第3期酒々井町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。「すべての家庭において、子どもが心身ともに健やかに支え合い成長できるまちづくり」を基本理念とし、子育て家庭への更なる支援の充実に向けて事業に取り組んでまいります。計画の実行にあたり、町民の皆様と協働で行う子育て支援を実現するため、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議いただいた「酒々井町子ども・子育て政策会議」委員の皆様、ニーズ調査にご協力いただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

酒々井町長 小坂 泰久

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の法的根拠	4
3 計画の対象	4
4 計画の位置づけ	4
5 計画の期間	5
6 計画の策定体制	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	9
1 統計で見る本町の状況	9
2 教育・保育の状況	18
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	19
4 その他の子育て支援事業の状況	24
5 子ども・子育てに関するアンケート調査	34
第3章 第2期計画の振り返り	47
1 各種事業の取組状況	47
2 教育・保育事業等の量の見込みと実績	53
3 第2期計画における5年間の評価（総括）	54
第4章 計画の基本的な考え方	59
1 基本理念	59
2 基本目標	60
3 施策の体系	61
4 施策展開における基本的な視点	62
第5章 施策の展開	65
1 基本目標1 ころ豊かに健やかに育つまちづくり	65
2 基本目標2 地域で子育てを支えるまちづくり	69
3 基本目標3 安心して産み育てることのできる環境づくり	72
第6章 量の見込みと確保方策	79
1 教育・保育の認定について	79
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	80
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	82
4 教育・保育の一体的な提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	85

5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	85
6	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	85
7	子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県が行う施策との連携..	85
第7章 計画の推進体制と進捗管理.....		89
1	計画の推進体制.....	89
2	計画の進捗管理と点検・評価.....	89
資料編.....		93
1	計画の策定経緯.....	93
2	用語の解説.....	94

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、令和5年の全国の出生数は約73万人となり、減少傾向が続いています。また、本町の出生数は、令和2年以降は100人を切り推移していることから、全国と同様に少子化が進行している状況です。一方、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、子どもや子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けています。

本町においては、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めるとともに、子どもの最善の利益が実現される社会を目指して平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」による子ども・子育て支援に関する新制度に基づき、(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3) 地域の子ども・子育て支援の充実など、総合的な子育て支援に関連する施策を展開し、各種事業の推進に努めてきましたが、本町の令和4年の合計特殊出生率は1.00に減少しています。

国においては、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、子ども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていた子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととされています。

令和4年6月には、児童福祉法の改正により、こども家庭センターの設置が努力義務となりました。また、令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。更に、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要事項となっています。

このような状況の中、本町では、「第2期酒々井町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了することから、これまでの施策・事業の評価を行うとともに、成果や課題等を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るために、「第3期酒々井町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の法的根拠

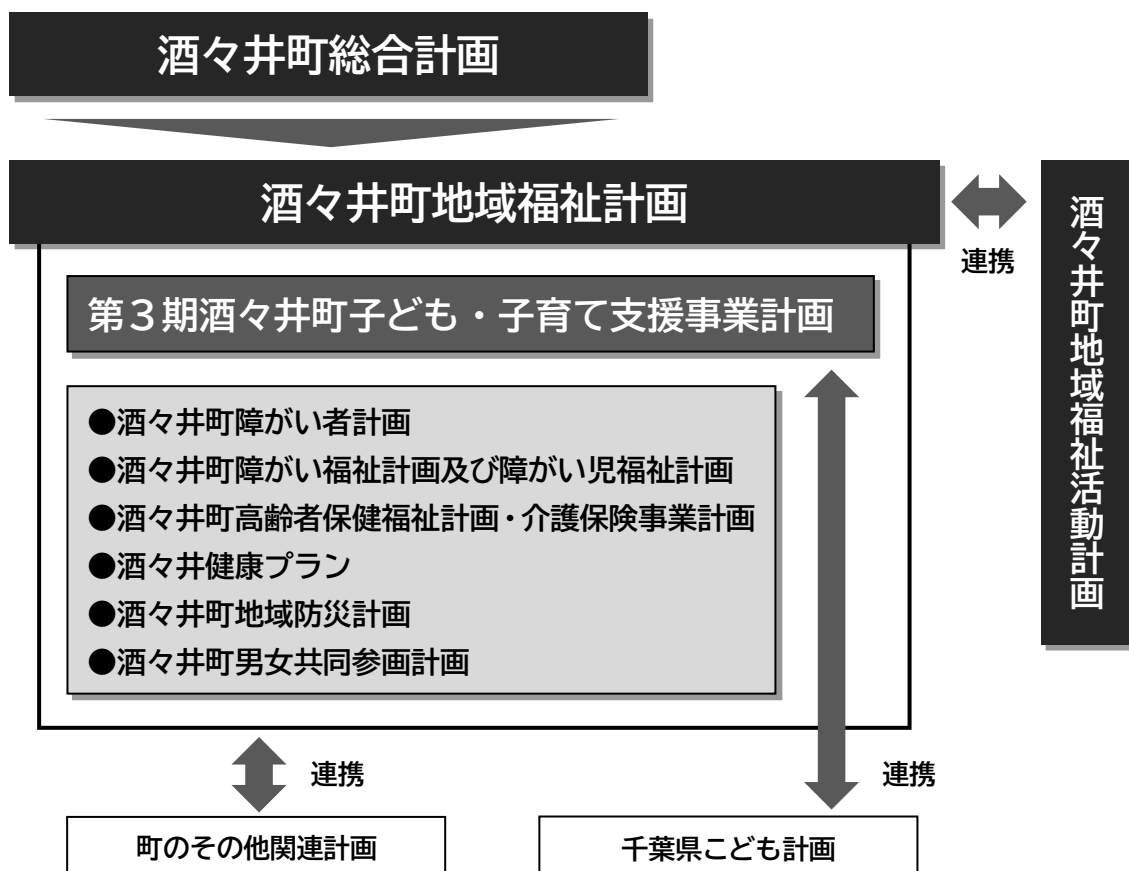
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして策定したものです。

3 計画の対象

本計画は、すべての子ども・青少年とその家庭、事業者、行政などすべての個人・団体を対象とします。

4 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「酒々井町総合計画」をはじめ、福祉部門の上位計画である「酒々井町地域福祉計画」や、関連する「酒々井町障がい者計画」、「酒々井健康プラン」等との整合性を図り策定しました。



5 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本町の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、さまざまな状況の変化に対応するため、本町においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期酒々井町 子ども・子育て支援事業計画					第3期酒々井町 子ども・子育て支援事業計画				
				見直し	必要により適宜見直し				見直し

6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、市町村においては、新制度に基づく子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本計画の策定にあたっては、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、商工会・労働団体代表者及び子どもの保護者などからなる「酒々井町子ども・子育て政策会議」の中で、計画内容の検討・審議を行っていただき、会議で出された意見の計画への反映を図りました。

(2) アンケート調査の実施

町民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和6年1月12日から令和6年2月8日までの期間にアンケート調査を実施しました。

(3) パブリック・コメントの実施

本計画に対する町民の意見を広く聴取するために、令和7年1月17日から令和7年1月31日までの期間でパブリック・コメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計で見る本町の状況

(1) 人口の状況

①総人口と年齢3区分別人口の推移・推計

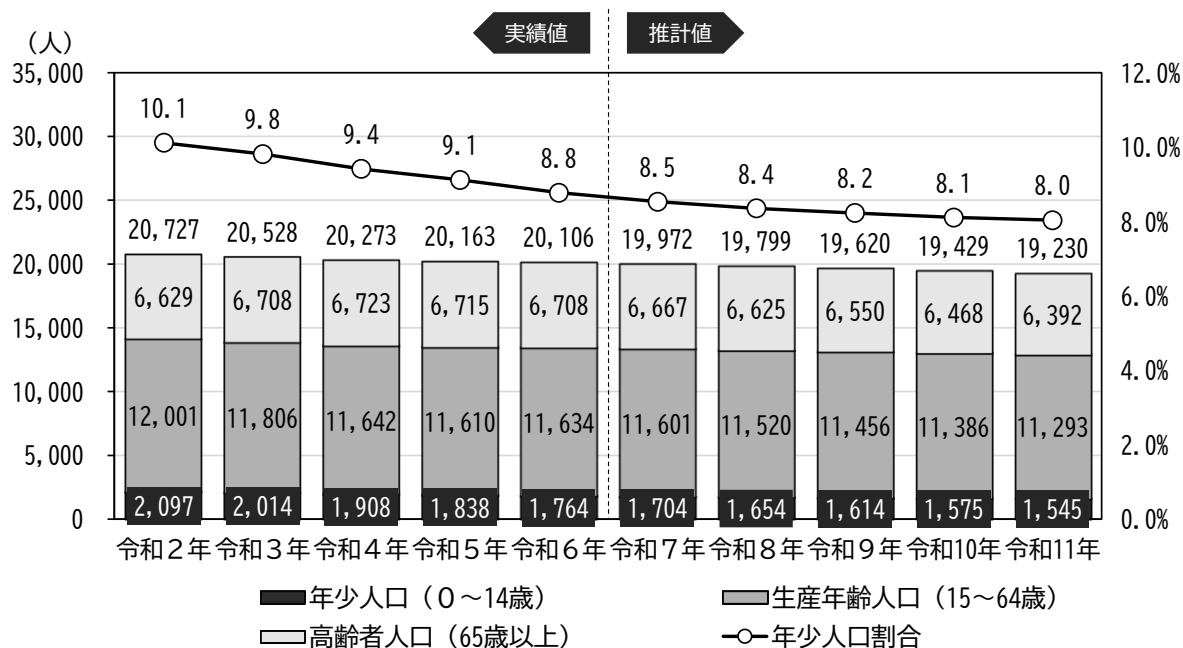
本町の総人口は、減少傾向で推移し、令和6年で20,106人と、令和2年の20,727人と比べて621人の減少となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、令和6年の年少人口は1,764人と、令和2年の2,097人と比べて333人の減少で、総人口に占める年少人口の割合は8.8%となっています。

住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法によって将来人口の推計を行った結果、本町の人口は減少を続け、令和11年の総人口は19,230人と予測されます。

年齢3区分別人口の推計をみると、令和11年の年少人口は1,545人と、総人口に占める年少人口の割合は8.0%と予測されます。

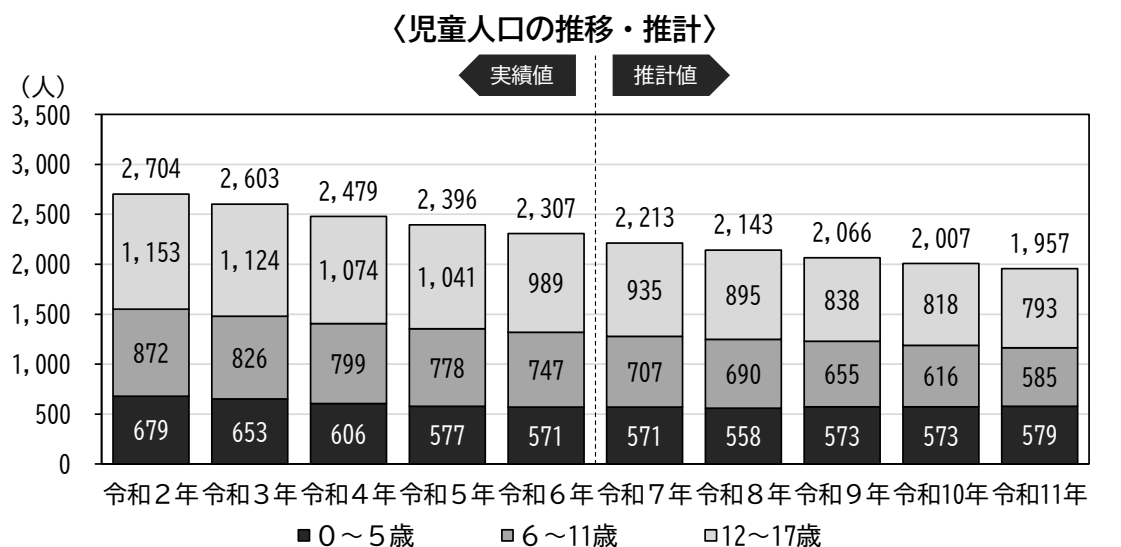
〈総人口と年齢3区分別人口及び年少人口割合の推移・推計〉



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在） ※推計値：コーホート変化率法

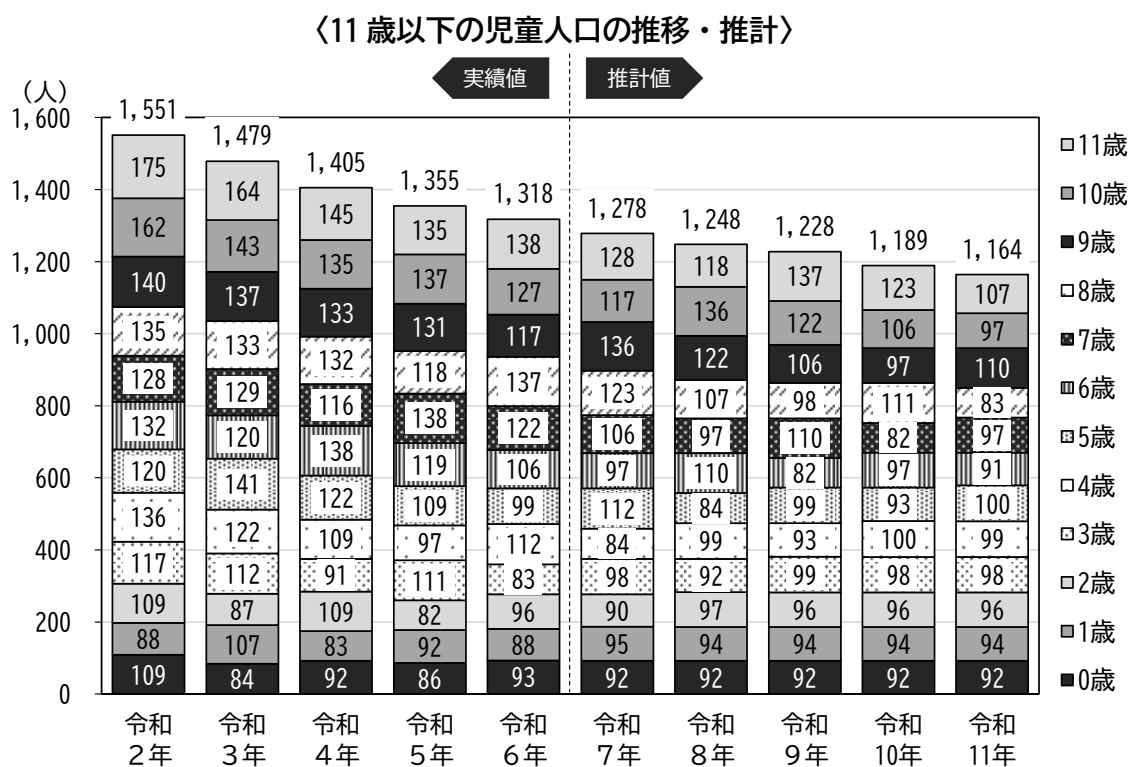
②児童人口の推移・推計

本町の児童人口は、令和6年で2,307人となっています。推計では、令和11年には1,957人になると予測されます。



③11歳以下の児童人口の推移・推計

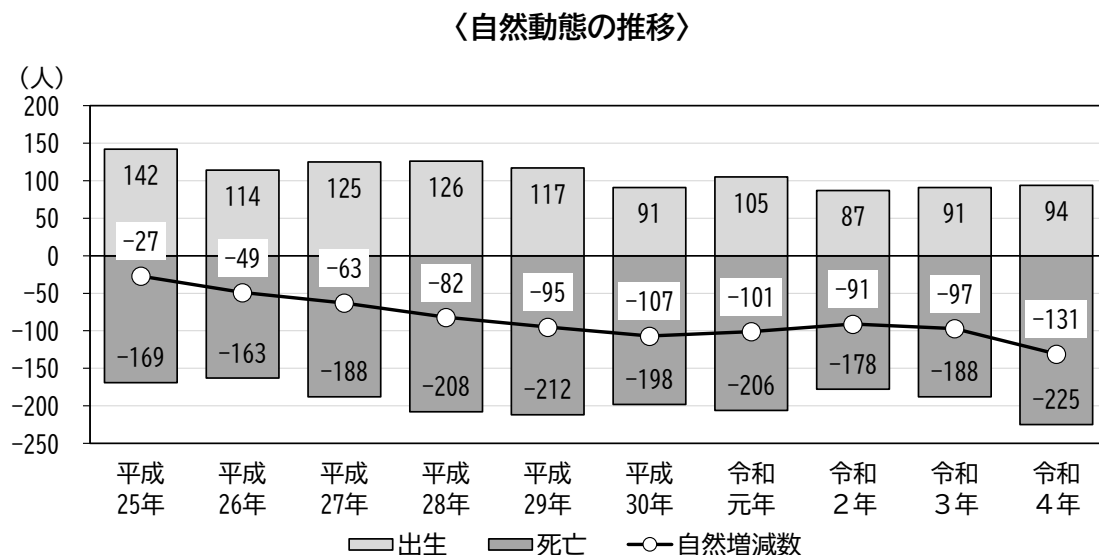
本町の11歳以下の児童人口は、令和6年で1,318人となっています。推計では、令和11年には1,164人になると予測されます。



(2) 人口動態の状況

①自然動態の推移

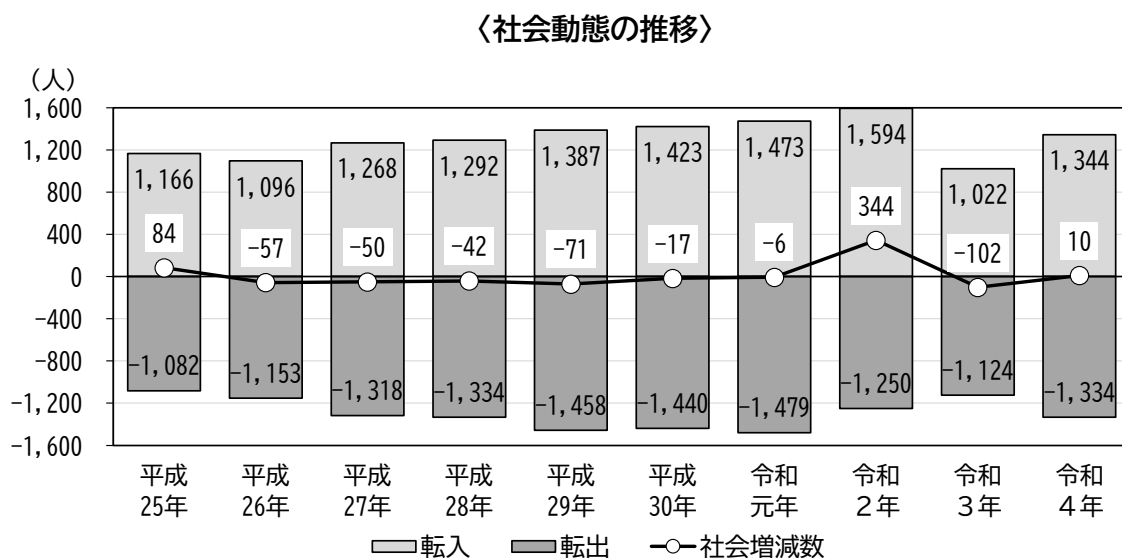
自然動態（出生・死亡による人口動態）は、マイナスで推移しており、令和4年は131人のマイナスとなっています。



資料：千葉県常住人口調査

②社会動態の推移

社会動態（転入・転出による人口動態）は、概ね横ばいで推移しており、令和4年は10人のプラスとなっています。なお、令和2年は突出して転入超過となっており、344人のプラスとなっています。



資料：千葉県常住人口調査

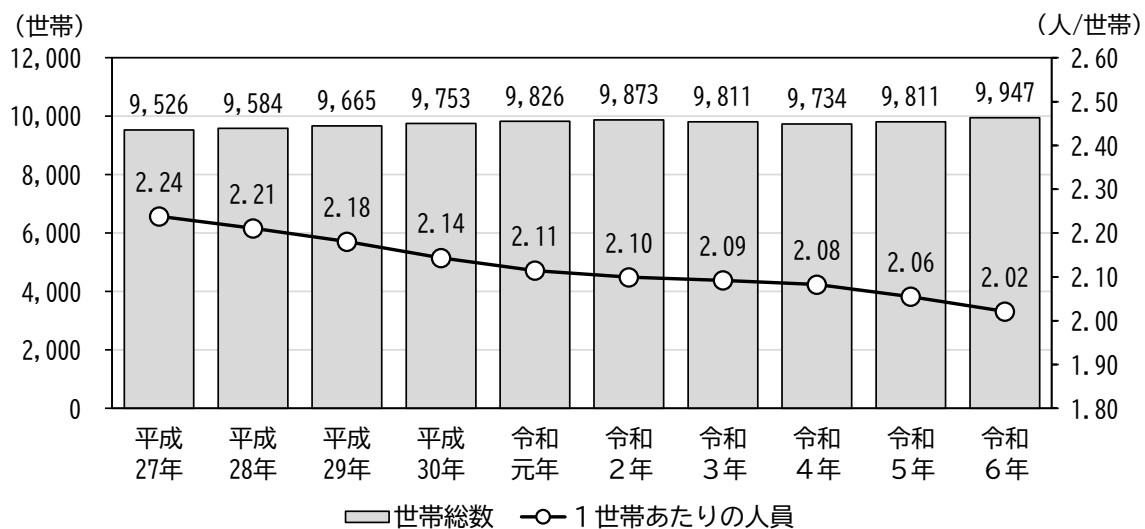
(3) 世帯の状況

①世帯数の推移

本町の世帯数は、増加傾向で推移し、令和6年で9,947世帯となっています。

1世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少で推移し、令和6年は2.02人となっています。

〈世帯数の推移及び1世帯あたりの人員の推移〉



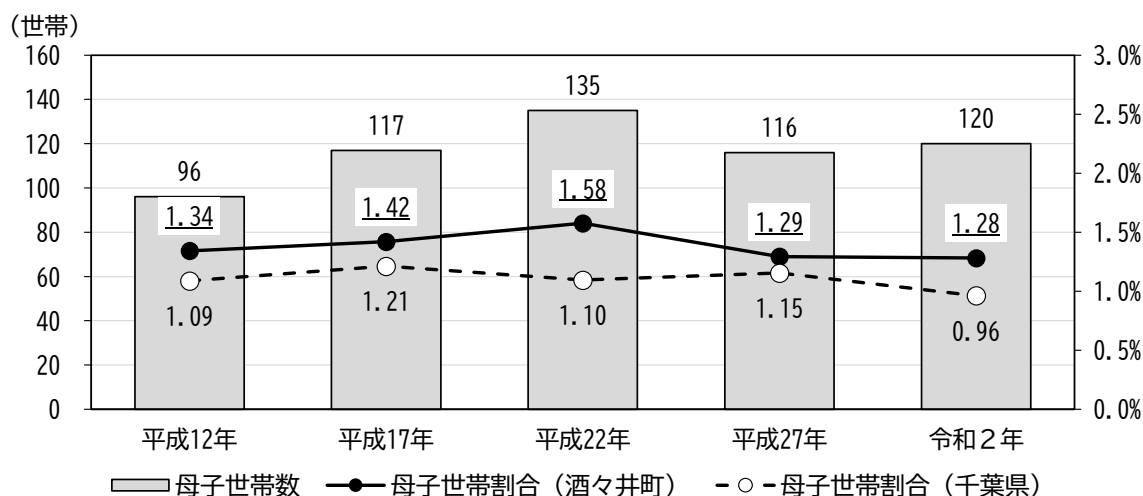
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②母子世帯数・父子世帯数の推移

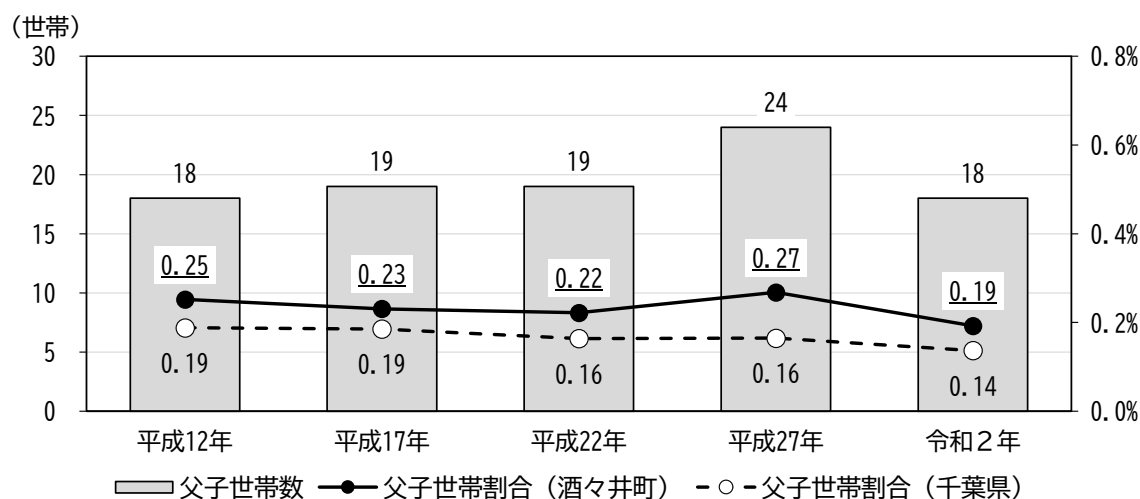
本町の母子世帯数は、令和2年で120世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、令和2年で1.28%となっています。平成12年以降、千葉県を上回る割合で推移しています。

本町の父子世帯数は、令和2年で18世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、令和2年で0.19%となっています。平成12年以降、千葉県を上回る割合で推移しています。

〈母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合〉



〈父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合〉



単位：世帯

一般世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
酒々井町	7,150	8,241	8,565	8,962	9,366
千葉県	2,164,117	2,304,321	2,512,441	2,604,839	2,767,661

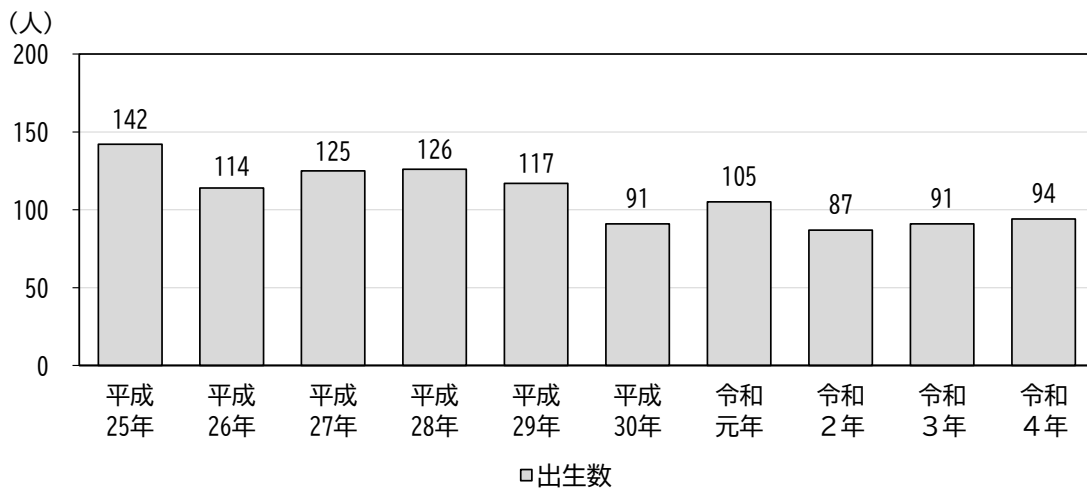
資料：国勢調査

(4) 出生の状況

①出生数の推移

本町の出生数は、増加と減少を繰り返しながら推移しているものの、総体的には減少傾向で推移しており、令和4年は94人となっています。

〈出生数の推移〉

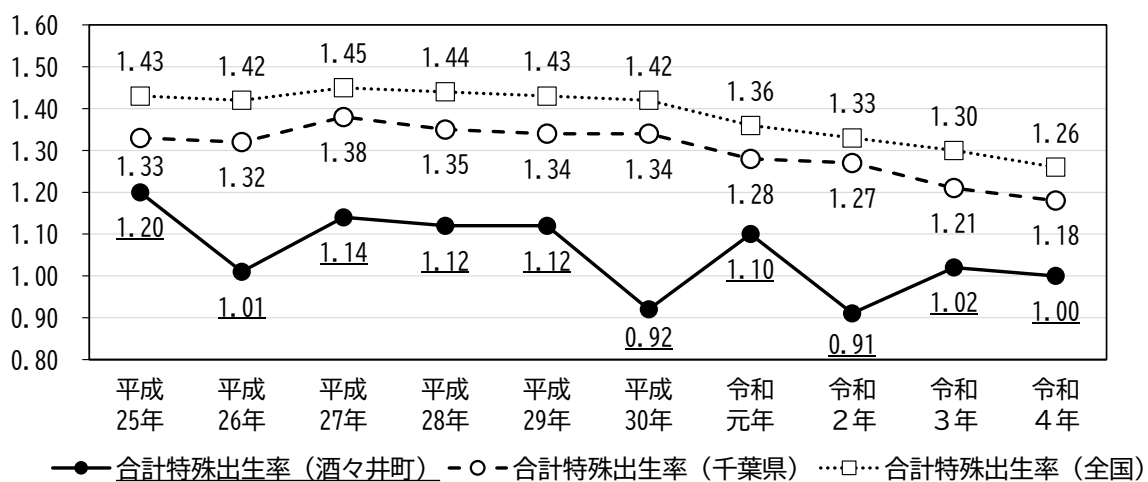


資料：千葉県常住人口調査

②合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、令和4年で本町は1.00、千葉県が1.18、全国が1.26と、千葉県と全国を下回る数値となっています。過去10年間をみると、本町は千葉県と全国を下回る数値で推移しています。

〈合計特殊出生率の推移〉

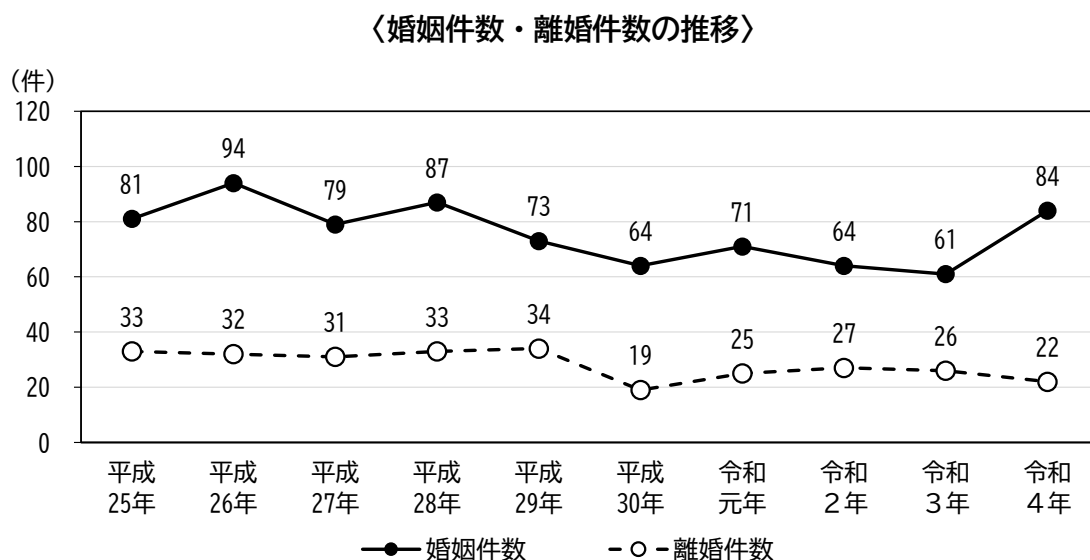


資料：千葉県衛生統計年報

(5) 婚姻の現状

①婚姻件数・離婚件数の推移

本町の婚姻件数・離婚件数は、横ばいで推移し、令和4年は婚姻件数が84件、離婚件数が22件となっています。

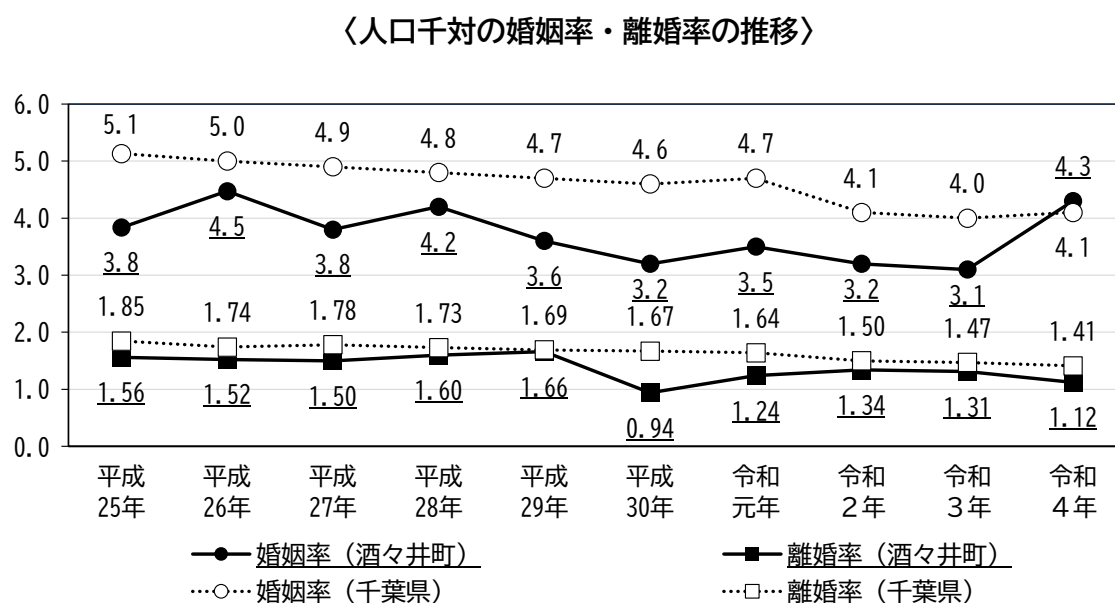


資料：千葉県衛生統計年報

②婚姻率・離婚率の推移

本町の婚姻率は、千葉県を下回る数値で推移していましたが、令和4年は千葉県を上回り4.3となっています。

本町の離婚率は、千葉県を下回る数値で推移し、令和4年は1.12となっています。



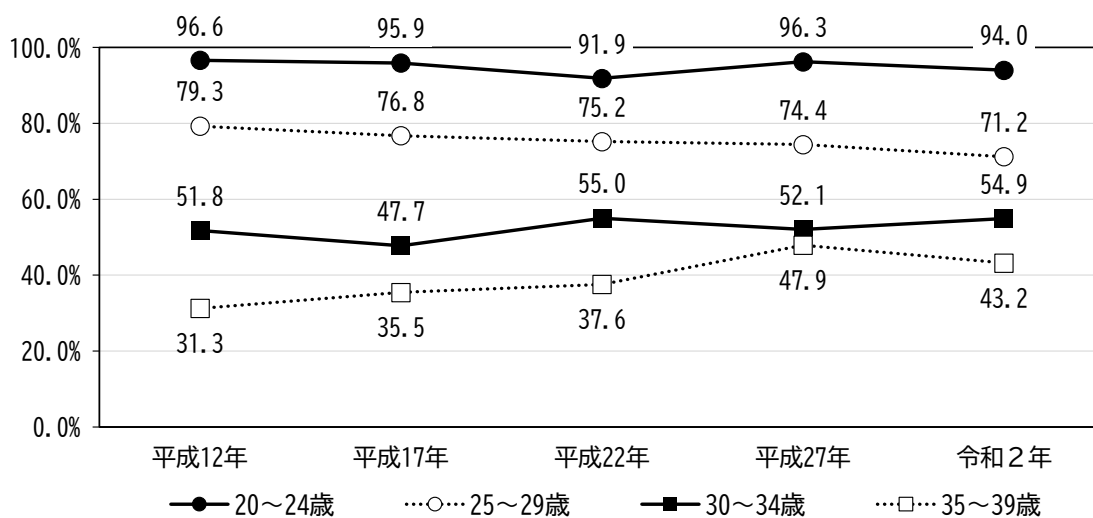
資料：千葉県衛生統計年報

③未婚率の推移

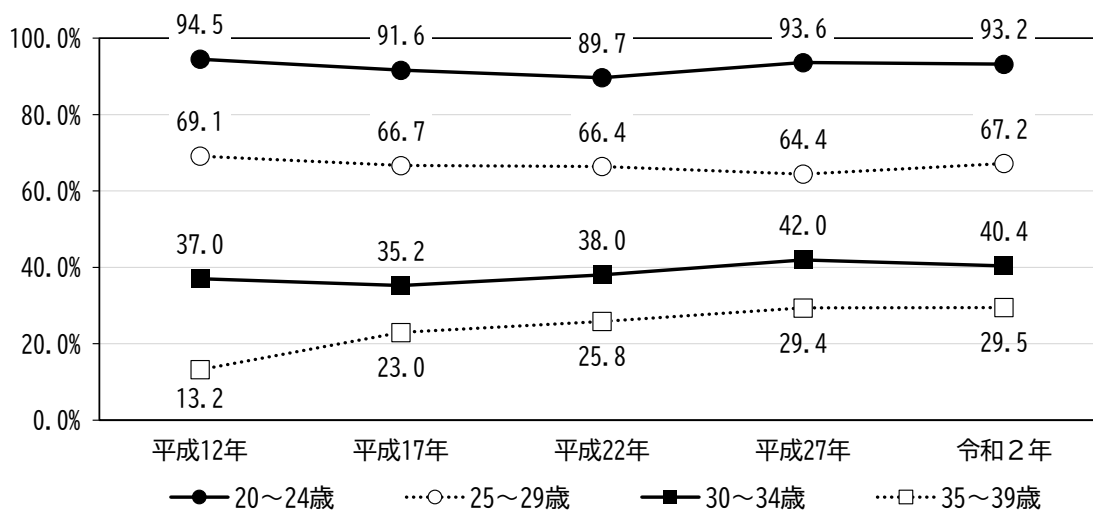
本町の男性の未婚率は、平成12年から令和2年にかけて、20～24歳、25～29歳は減少、30～34歳は微増、35～39歳は大きく増加し、11.9ポイントの増加となっています。

本町の女性の未婚率は、平成12年から令和2年にかけて、男性の未婚率と同様に、20～24歳、25～29歳は減少、30～34歳は微増、35～39歳は大きく増加し、16.3ポイントの増加となっています。

〈5歳階級別の未婚率の推移【男性】〉



〈5歳階級別の未婚率の推移【女性】〉

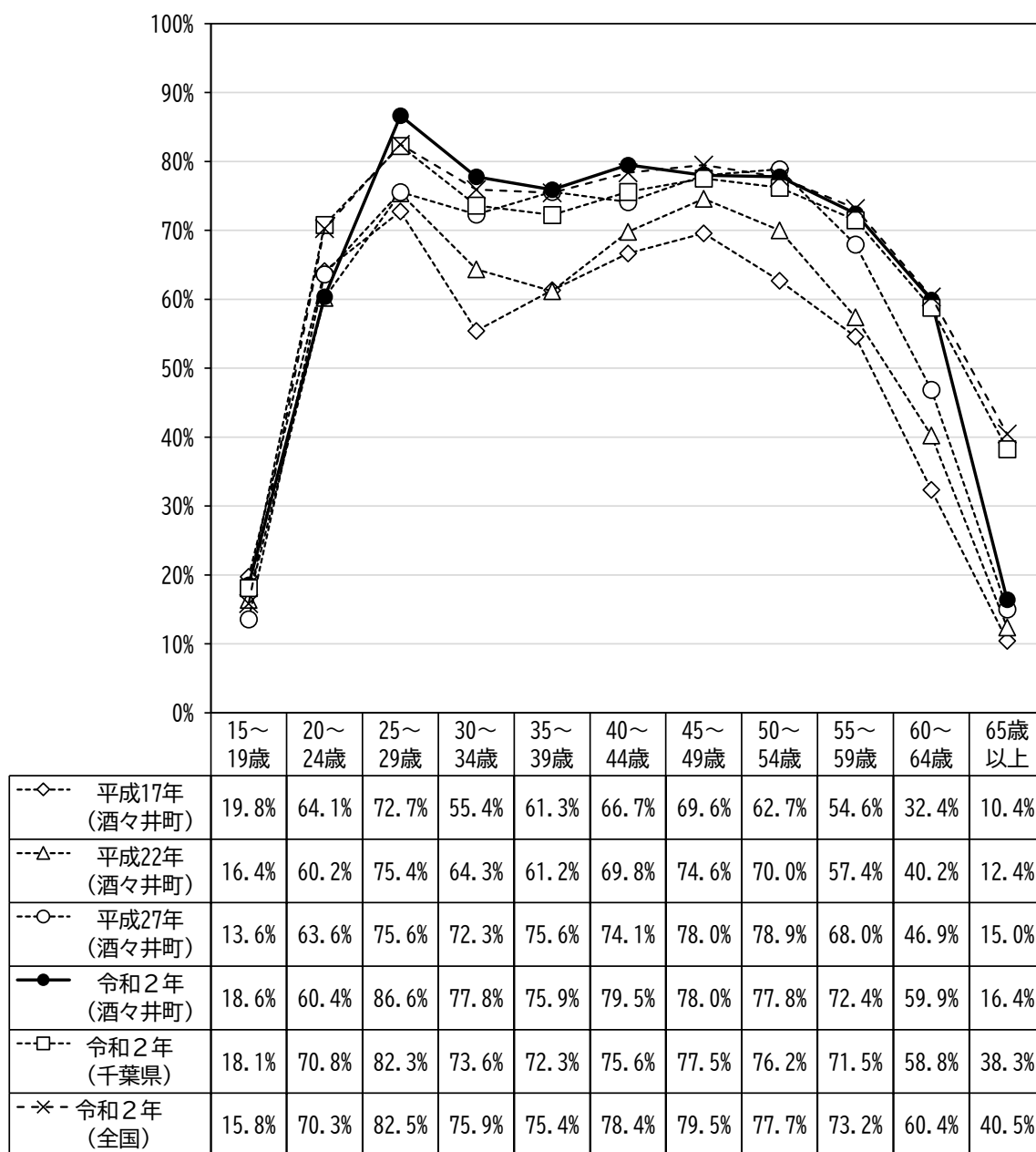


資料：国勢調査

(6) 女性就業率の状況

我が国の女性就業率は、出産・子育て期にあたる年代に離職することで一旦低下し、育児が落ち着いた時期に就業することで再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いており、これは本町においても同様ですが、平成17年以降、M字の谷の部分が浅くなってきており、改善の傾向が見られます。令和2年の30歳代の女性就業率は、千葉県、全国を上回る数値となっています。

〈女性就業率の推移〉



資料：国勢調査

2 教育・保育の状況

(1) 保育園・認定こども園の状況

本町の保育園・認定こども園の状況は、令和6年4月1日現在、町立の中央保育園、岩橋保育園及び私立の幼保連携型認定こども園昭苑こども園があり、令和6年度の園児数は、保育園が156人、認定こども園が119人となっています。また、本町の就学前児童に占める通園（保育園・認定こども園）児童数の割合は、令和2年度以降、増加傾向であったものの令和6年度には減少に転じて48.1%となっています。

〈通園（保育園・認定こども園）児童割合の推移〉

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前児童数	679	653	606	577	571
保育園児童数	165	165	160	168	156
認定こども園児童数	132	125	116	113	119
通園児童数の割合	43.7%	44.4%	45.5%	48.7%	48.1%

※認定こども園は2号・3号認定

資料：酒々井町こども課（各年4月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

本町の幼稚園の状況は、令和6年5月1日現在、私立酒々井幼稚園と幼保連携型認定こども園昭苑こども園があり、令和6年度の園児数は70人となっています。また、本町の就学前児童に占める通園（幼稚園）児童数の割合は、令和2年度以降、減少傾向であり、令和6年度で12.2%となっています。

〈通園（幼稚園）児童割合の推移〉

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前児童数	679	653	606	577	571
幼稚園児童数	68	64	56	51	46
認定こども園児童数	47	32	38	24	24
通園児童数の割合	16.9%	14.7%	15.5%	13.0%	12.2%

※認定こども園は1号認定

資料：酒々井町こども課（各年5月1日現在）

就学前児童数は4月1日現在

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、教育・保育・保健その他子育て支援を円滑に利用できるよう、妊娠、出産、子育て期にわたるまで、一人ひとりの状況に合わせて、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう支援する事業です。

本町では、保健センター(母子保健型)の専門的な知見と、「子育て支援センターあいあい」(基本型)の利用者目線の両方の視点を活かし、切れ目のない支援を行っています。

〈利用者支援事業実施か所数の推移〉

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者支援事業	2	2	2	2

資料：酒々井町こども課

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では、「子育て支援センターあいあい」と昭苑こども園に子育て支援拠点を設置しており、令和5年度の利用者数は5,585人となっています。

〈地域子育て支援拠点数及び年間利用者数等の推移〉

単位：上段(か所)／下段(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域子育て支援拠点数	2	2	2	2
年間利用者数	3,861	3,058	3,849	5,585

資料：酒々井町こども課

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持・増進を図るため、県内の医療機関に委託して、妊婦一般健康診査を行っています。健康診査は妊娠中 14 回受診することができ、受診券は母子健康手帳とともに交付しています。

年間延受診者数は、横ばいで推移し、令和 5 年度で 1,094 人となっています。

〈妊婦健康診査の年間延受診者数の推移〉

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間延受診者数	1,061	1,125	1,077	1,094

資料：酒々井町健康福祉課

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

年間訪問戸数は、令和 5 年度で 96 戸となっています。

〈乳児家庭全戸訪問事業の年間訪問戸数の推移〉

単位：戸

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間訪問戸数	71	74	82	96

資料：酒々井町健康福祉課

(5) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

年間訪問実件数は、令和 5 年度で 0 件となっています。

〈養育支援にかかる年間訪問実件数の推移〉

単位：件

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年間訪問実件数	15	10	5	0

資料：酒々井町健康福祉課

(6) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町では、「子育て支援センターあいあい」で事業を実施しており、令和5年度は就学前児童で81人、就学児童で42人が利用しています。

〈ファミリー・サポート・センター事業の年間利用件数の推移〉

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就学前児童	27	5	54	81
就学児童	0	0	49	42

資料：酒々井町こども課

(7) 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業です。

年間利用者数は、令和5年度は預かり保育で457人、預かり保育を除くでは618人となっています。

〈一時預かり事業の年間利用者数の推移〉

単位：延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
預かり保育	533	475	399	457
預かり保育を除く	366	293	469	618
合計	899	768	868	1,075

資料：酒々井町こども課

(8) 延長保育事業

延長保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

年間利用者数は、令和5年度で862人となっています。

〈延長保育事業の年間利用者数の推移〉

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数	838	961	949	862

資料：酒々井町こども課

(9) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、令和6年4月1日現在、4クラブが運営されており、利用者数は低学年が178人、高学年が77人（合計255人）となっています。

近年では、低学年、高学年ともに増加傾向で推移し、令和2年度と令和6年度を比べると、低学年が29人、高学年が16人の増加となっています。

〈放課後児童クラブの利用者数の推移〉

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	149	148	178	172	178
高学年	61	52	65	70	77

資料：酒々井町こども課

〈放課後児童クラブの状況〉

		昭苑学童クラブ	大室台小学校 児童クラブ	酒々井小学校 児童クラブ	BEAR BEE 学童クラブ
運営形態		民設民営	公設委託	公設委託	民設民営
開設時間	平日	放課後～ 午後7時	放課後～ 午後7時	放課後～ 午後7時	放課後～ 午後7時
	土曜日	午前7時～ 午後5時	午前7時30分～ 午後7時	午前7時30分～ 午後7時	午前8時～ 午後6時
	長期休業	午前7時～ 午後7時			午前7時30分～ 午後7時
休所日		土曜保育以外の 土曜日、日曜、 祝日、年末年始等	日曜、祝日、 年末年始等	日曜、祝日、 年末年始等	土曜保育以外の 土曜日、日曜、 祝日、年末年始等
対象児童		小学校1～6年生	小学校1～6年生	小学校1～6年生	小学校1～6年生

資料：酒々井町こども課（令和6年4月1日現在）

4 その他の子育て支援事業の状況

(1) 妊娠期における支援

①母子健康手帳の交付

妊娠初期に母子健康手帳を交付するとともに、保健師が妊婦全員と面接を行い、健康状態や家庭状況等の相談を行っています。

年間交付数は、令和5年度で95件となっています。

〈母子健康手帳の年間交付数の推移〉

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間交付数	98	96	92	95

資料：酒々井町健康福祉課

②妊婦乳児支援タクシー利用券の交付

妊婦乳児支援タクシー利用券は、妊婦と1歳までの乳児を持つ母親を対象に、健診等で通院する際にその料金の一部を助成するタクシー利用券を交付する事業です。

年間交付数は、令和5年度で79件となっています。

〈妊婦乳児支援タクシー利用券の年間交付数の推移〉

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間交付数	68	64	60	79

資料：酒々井町健康福祉課

③マタニティ・ママパピクラス

妊娠中の健康管理と出産、赤ちゃんの育て方（沐浴・調乳実習など）や離乳食などについての講義や実習を行っています。

年間参加者数は、令和5年度で104人となっています。

〈マタニティ・ママパピクラスの年間参加者数の推移〉

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間参加者数	54	46	65	104

資料：酒々井町健康福祉課

④ママ・パパ歯科検診

妊婦とその配偶者、生まれてくる赤ちゃんの口の健康づくりのため、むし歯・歯周病検診（一人1回無料）を行っています。

受診者数は、令和5年度は計46人となっています。

〈ママ・パパ歯科検診の年間受診者数の推移〉

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数（妊婦）	18	19	26	30
受診者数（夫）	6	11	15	16
合計	24	30	41	46

資料：酒々井町健康福祉課

(2) 子どもが生まれてからの支援

①乳児一般健康診査

県内の医療機関に委託して行っています。健康診査は2回（3～6か月健診及び9～11か月健診）受診することができ、受診券は母子健康手帳とともに交付しています。

令和5年度は、3～6か月健診の受診者数が57人（受診率64.0%）、9～11か月健診の受診者数が52人（受診率56.5%）となっています。

〈乳児一般健康診査の年間受診者数の推移〉

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3～6か月健診	対象者数	89	93	94	89
	受診者数	69	70	50	57
	受診率	77.5%	75.3%	53.2%	64.0%
9～11か月健診	対象者数	105	85	95	92
	受診者数	52	55	59	52
	受診率	49.5%	64.7%	62.1%	56.5%

資料：酒々井町健康福祉課

②子ども医療費の助成

0歳から中学生までの子どもの医療費（保険適用分）の全額または一部を助成しています。

令和5年度は、年間受給券発行枚数が1,819枚、年間延利用者数が1,938人となっています。

〈子ども医療費受給券発行枚数及び年間延利用者数の推移〉

単位：上段（枚）／下段（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給券発行枚数（8月更新時）		2,069	1,975	1,896	1,819
年間延利用者数	現物給付	2,113	2,084	1,998	1,938
	償還	138	201	158	239

資料：酒々井町こども課

③児童手当の支給

0歳から中学校修了前の子どもを養育している方を対象に、児童手当を支給しています。
令和5年度は、支給延児童数が19,581人、年間支給金額が212,825千円となっています。

〈児童手当支給状況の推移〉

単位：上段（人）／下段（千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給延児童数	23,121	21,906	20,295	19,581
年間支給金額	246,555	235,890	221,090	212,825

資料：酒々井町こども課

④産後ケア事業

産後1年以内の母親及び乳児を対象に、産婦人科や助産師による母親の心身のケアや授乳、沐浴などの支援を行う事業です。

〈産後ケア事業の利用件数の推移〉

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問型		5	5	4
宿泊型				0
通所型				6

資料：酒々井町健康福祉課

⑤予防接種

乳幼児・学童等に対し、医療機関に委託して、各種の予防接種を行い、個人の健康管理を行うとともに感染症の流行防止に努めています。

主な予防接種の接種率は次のとおりです。

〈各種予防接種の接種率の推移〉

単位：％

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
BCG（結核）	104.5	100.0	104.3	96.5
麻しん風しん混合	105.1	92.5	93.7	89.6
ジフテリア破傷風混合	60.2	79.1	60.7	80.8

資料：酒々井町健康福祉課

⑥新生児訪問指導

赤ちゃんとの生活で感じた疑問や不安を軽減するため、生後1か月ぐらいの赤ちゃんと母親へ、助産師や保健師が訪問し、身体計測や授乳など育児に関する相談を行っています。

訪問指導件数は、令和5年度で94件となっています。

〈新生児訪問指導件数の推移〉

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問指導件数	76	72	83	94

資料：酒々井町健康福祉課

(3) 子どもの成長にあわせた支援

①乳児相談

保健師や栄養士が、4か月、10か月の乳児の発達の確認、保育や離乳食の進め方などについて相談を行っています。4か月児には、読み聞かせを通して親子がふれあうことの大切さを伝えるための絵本の紹介と配布（ブックスタート）、10か月児には、歯科衛生士がブラッシング指導と歯ブラシの配布を行っています。

令和5年度は、4か月児の来所者数が75人（来所率88.2%）、10か月児の来所者数が71人（来所率79.7%）となっています。

〈乳児相談来所者数・来所率の推移〉

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4か月児	対象者数	60	88	79	85
	来所者数	51	76	63	75
	来所率	85.0%	86.4%	79.7%	88.2%
10か月児	対象者数	80	87	91	89
	来所者数	63	65	70	71
	来所率	78.8%	74.7%	76.9%	79.8%

資料：酒々井町健康福祉課

②1歳6か月児健康診査

1歳6か月を過ぎた頃は、子どもの身体や心の成長・発達にとって大切な時期であることから、子どもの内科・歯科健診、身体計測、育児・栄養相談や歯科衛生士によるブラッシング指導を行っています。

令和5年度は、受診者数が89人（受診率89.0%）となっています。

〈1歳6か月児の健康診査の推移〉

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	74	113	80	100
受診者数	67	106	74	89
受診率	90.5%	93.8%	92.5%	89.0%

資料：酒々井町健康福祉課

③ 2歳児歯科健康診査

むし歯予防は、早い時期から取り組むことが大切であることから、2歳児を対象として、子どもの歯科健診、身体計測、ブラッシング指導、フッ化物歯面塗布などを行っています。

令和5年度は、受診者数が63人（受診率76.8%）となっています。

〈2歳児の歯科健康診査の推移〉

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	87	91	131	82
受診者数	71	57	90	63
受診率	81.6%	62.6%	68.7%	76.8%

資料：酒々井町健康福祉課

④ 3歳児健康診査

3歳を過ぎた頃は、身体の発達や精神の発達面からも大切な時期であることから、3歳6か月頃の幼児の内科・歯科健診、身体計測、尿検査、育児・栄養相談や歯科衛生士によるブラッシング指導を行っています。

令和5年度は、受診者数が85人（受診率100.0%）となっています。

〈3歳児の健康診査の推移〉

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	125	113	108	85
受診者数	112	103	92	85
受診率	89.6%	91.2%	85.2%	100.0%

資料：酒々井町健康福祉課

⑤ 親子相談（心理発達相談）

就学前の乳幼児の保護者を対象に、乳幼児の発達や生活などについて、心理発達相談員による個別の相談を行っています。

参加者数は、令和5年度で21人となっています。

〈親子相談の参加者数の推移〉

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	22	17	13	21

資料：酒々井町健康福祉課

⑥遊びの教室「どんぐり」

子どもの発達や生活・育児などについて心配がある親子を対象に、月1回、遊びの指導と相談・助言などを行う教室を開催しています。

参加者数は、令和5年度で40組となっています。

〈遊びの教室「どんぐり」の参加組数の推移〉

単位：延べ組数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加組数	9	36	68	40

資料：酒々井町健康福祉課

⑦ことばの教室「プラム」

ことばの遅れや発音などが気かりな幼児（主に5、6歳児）を対象に、保護者相談及び言語指導を行っています。

参加者数は、令和5年度で64人となっています。

〈ことばの教室「プラム」の参加者数の推移〉

単位：延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	75	71	62	64

資料：酒々井町健康福祉課

⑧保育園・こども園の園庭開放

各保育園・こども園の園庭で、親子で遊べる場を提供しています。

令和5年度は、開放日数が62日、利用者数が96人となっています。

〈保育園・こども園の園庭開放日数・利用者数の推移〉

単位：上段（日）※各園の合計／下段（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開放日数	50	42	58	62
利用者数	43	68	93	96

資料：酒々井町こども課

⑨放課後子ども教室

放課後の自由参加の居場所や遊び場として、地域の方々の見守りの中で、酒々井小学校及び大室台小学校の学校内で週1回「放課後子ども教室」を実施しています。

令和5年度は、開催回数が50回、利用者数が1,600人となっています。

〈放課後子ども教室の開催回数・利用者数の推移〉

単位：上段（回）／下段（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	17	16	48	50
利用者数	551	588	1,884	1,600

資料：酒々井町こども課

⑩児童扶養手当の支給

ひとり親家庭や、親と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給（※所得制限あり）しています。

受給資格者数は、令和5年度で130人となっています。

〈児童扶養手当の受給資格者数の推移〉

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給資格者数	152	137	137	130

資料：酒々井町健康福祉課

⑪ひとり親家庭医療費助成（ひとり親家庭支援事業）

「ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例」に基づき、原則、18歳の年度末までの児童を監護しているひとり親家庭などの親や養育者及びその児童が保険医療給付を受けた場合、医療費の一部助成（※所得制限あり）を行っています。

令和5年度は、対象者数が174人、助成額が7,776千円となっています。

〈ひとり親家庭医療費助成（ひとり親家庭支援事業）の受給資格者数等の推移〉

単位：上段・中段（人）／下段（千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給資格者数	307	260	274	289
対象者数	113	194	186	174
助成額	3,441	6,179	5,798	7,776

資料：酒々井町健康福祉課

⑫子ども相談

子育ての悩みや児童虐待など0歳～18歳までの子どもの問題について、家庭相談員などが随時、相談に応じています。

⑬特別児童扶養手当の支給

精神または身体に一定以上の障がいがある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に対して、特別児童扶養手当を支給（※所得制限あり）しています。

支給人数は、令和5年度で22人となっています。

〈特別児童扶養手当の支給人数の推移〉

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人数	21	19	20	22

資料：酒々井町健康福祉課

⑭障害児福祉手当の支給

在宅（入院可）で精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳未満の児童に対して、障害児福祉手当を支給（※所得制限あり）しています。

支給人数は、令和5年度で6人となっています。

〈障害児福祉手当の支給人数の推移〉

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人数	4	5	7	6

資料：酒々井町健康福祉課

※新型コロナウイルス感染症流行の影響により、一時中止になった事業があります。

5 子ども・子育てに関するアンケート調査

(1) 調査の概要

①調査の目的

「第3期酒々井町子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、町民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

②調査対象者及び回収結果

調査区分	配布数	回収数	回収率
就学前児童	502 件	260 件	51.8%
小学生	595 件	309 件	51.9%

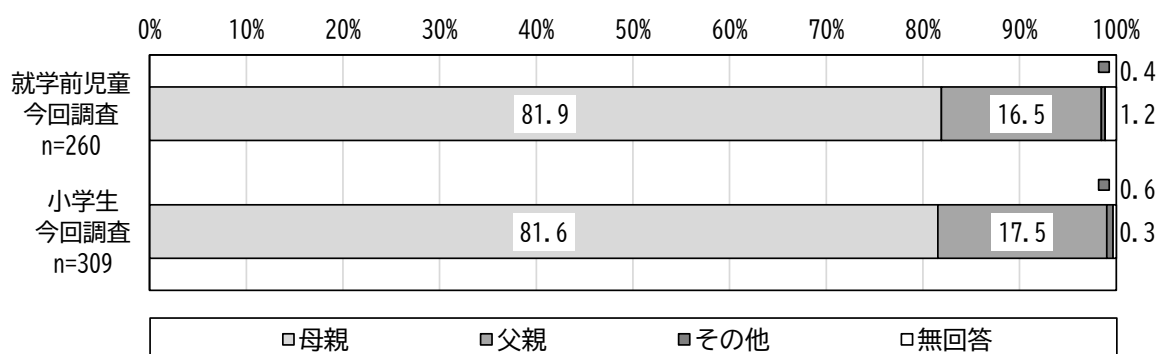
③実施概要

- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：令和6年1月12日～令和6年2月8日

(2) 調査結果

①回答者の続柄（就学前児童／小学生）

本調査への回答者の続柄は、就学前児童、小学生ともに「母親」が約8割、「父親」が約2割となっています。

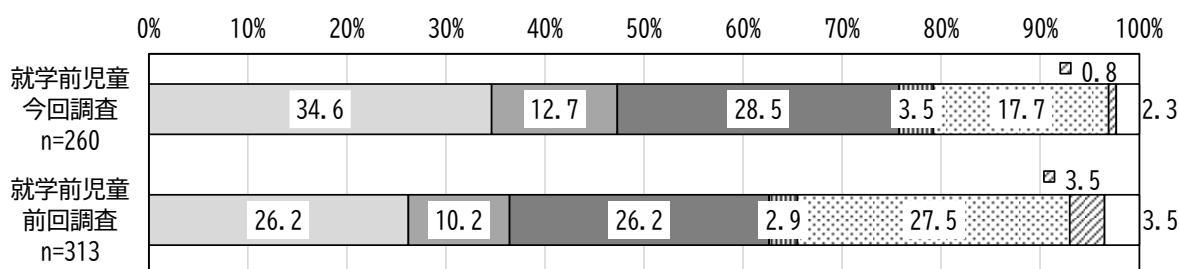


②母親の就労状況（就学前児童／小学生）

母親の就労状況について、フルタイム、もしくは、パート・アルバイト等で“就労している”は、就学前児童が 79.3%、小学生が 81.2%となっています。前回調査と比べて、就学前児童が 13.8 ポイント、小学生が 3.3 ポイントの増加となっています。

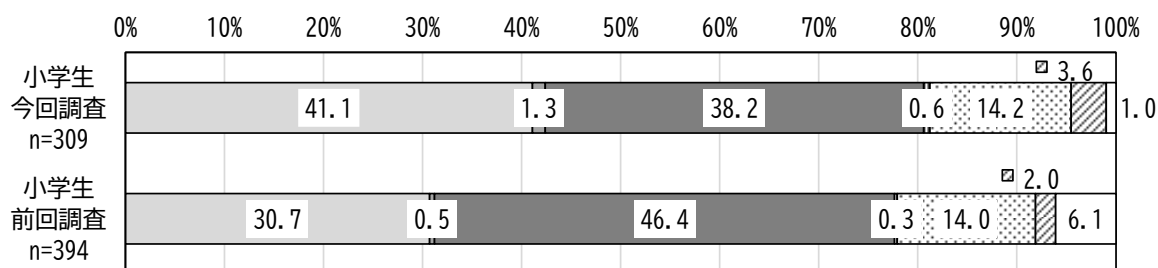
また、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」をみると、前回調査と比べて、就学前児童が 8.4 ポイント、小学生が 10.4 ポイントの増加となっています。

【就学前児童】



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▣パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▤パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

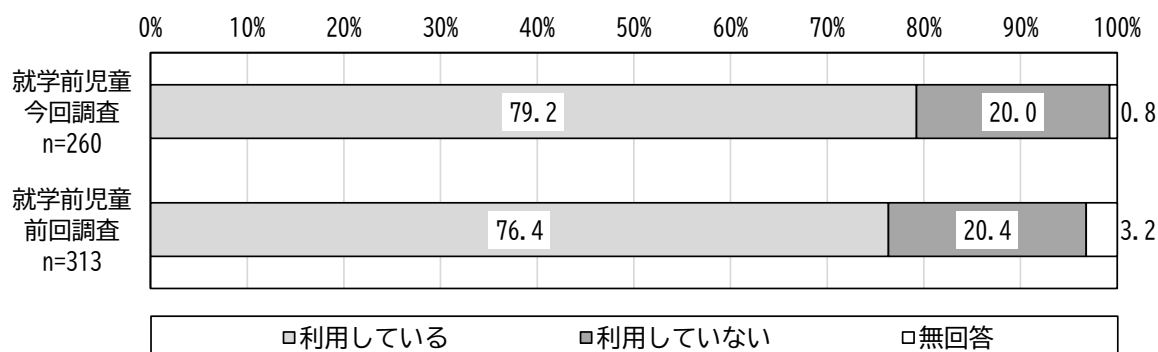
【小学生】



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▣パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▤パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

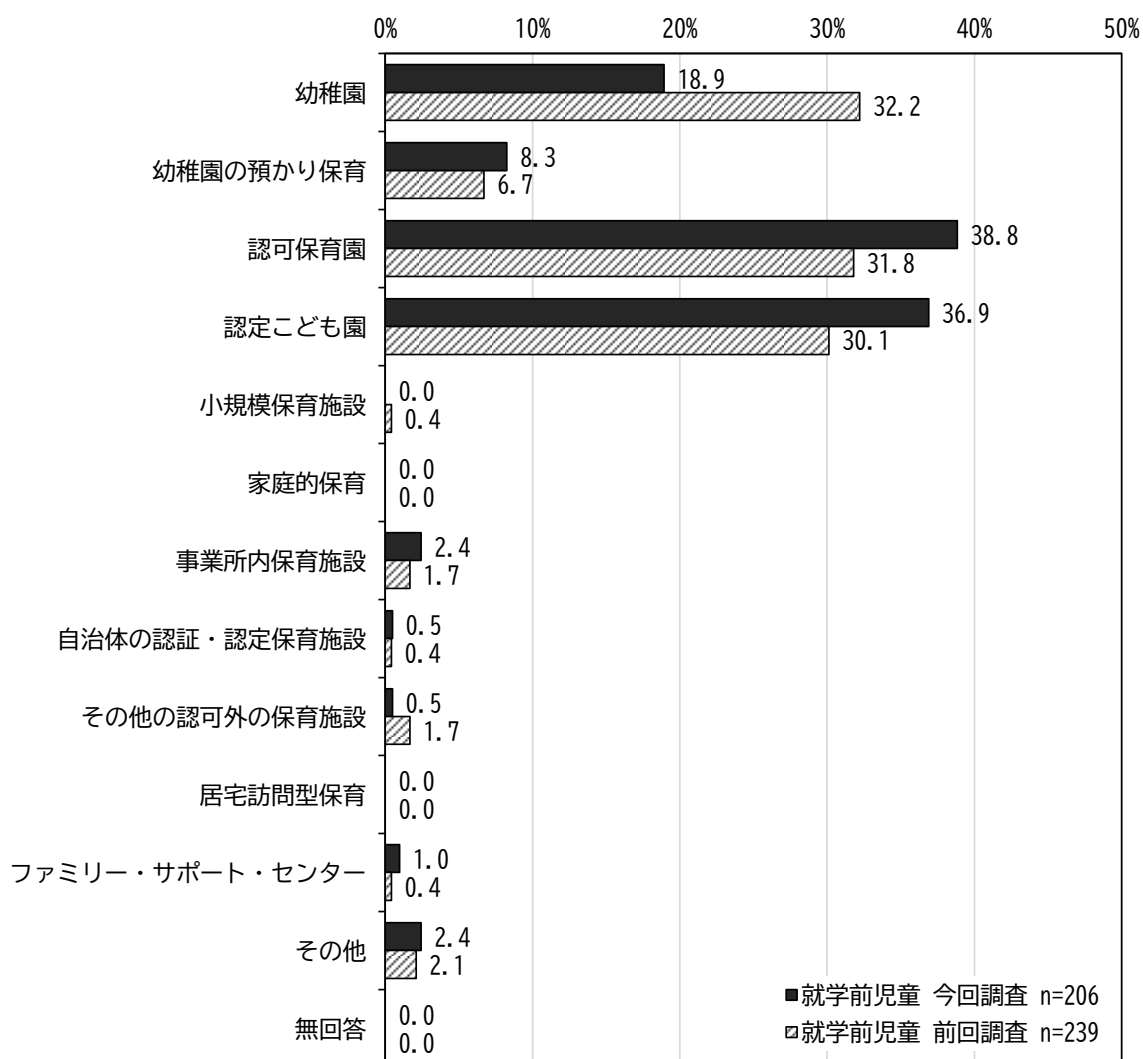
③教育・保育の利用状況（就学前児童）

教育・保育の利用状況について、「利用している」が79.2%、「利用していない」が20.0%となっています。前回調査と比べて、大きな差はみられませんでした。



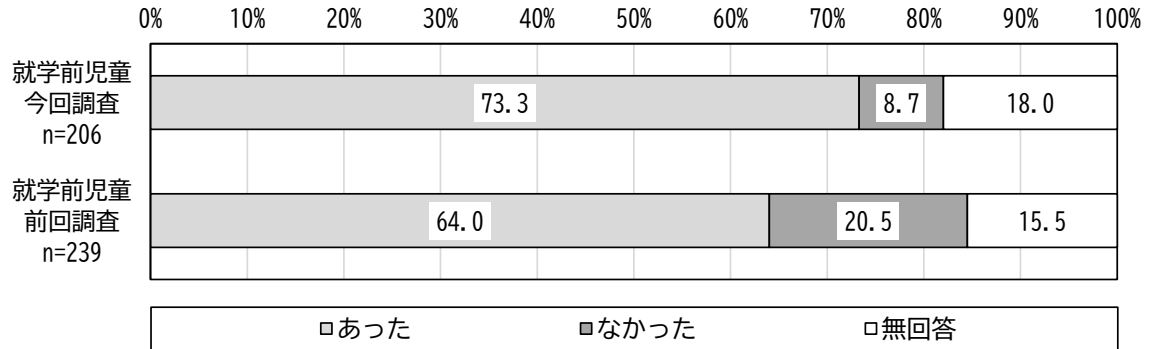
④利用している教育・保育（就学前児童）

利用している教育・保育は、前回調査と比べて、「幼稚園」が13.3ポイント減少して18.9%となる一方で、「認可保育園」が7.0ポイント増加して38.8%、「認定こども園」が6.8ポイント増加して36.9%となっています。



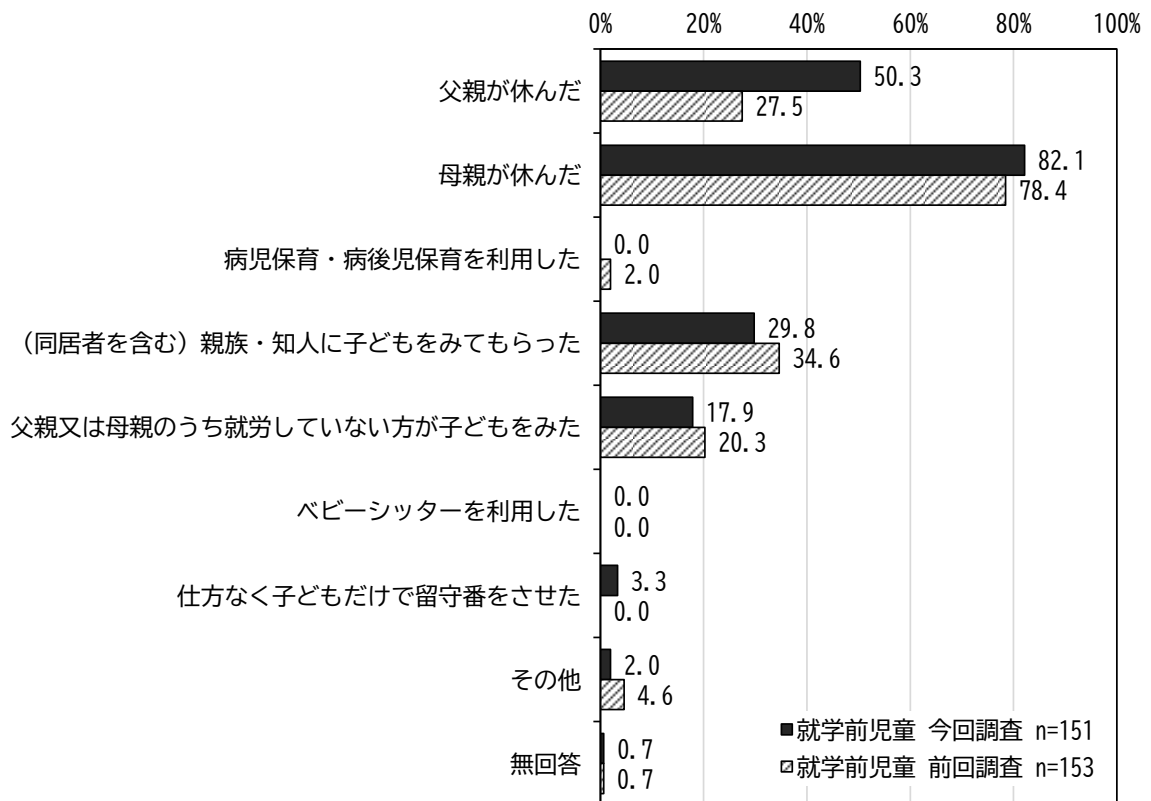
⑤病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったことの有無（就学前児童）

病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったことの有無について、「あった」が73.3%で、前回調査と比べて、9.3ポイントの増加となっています。



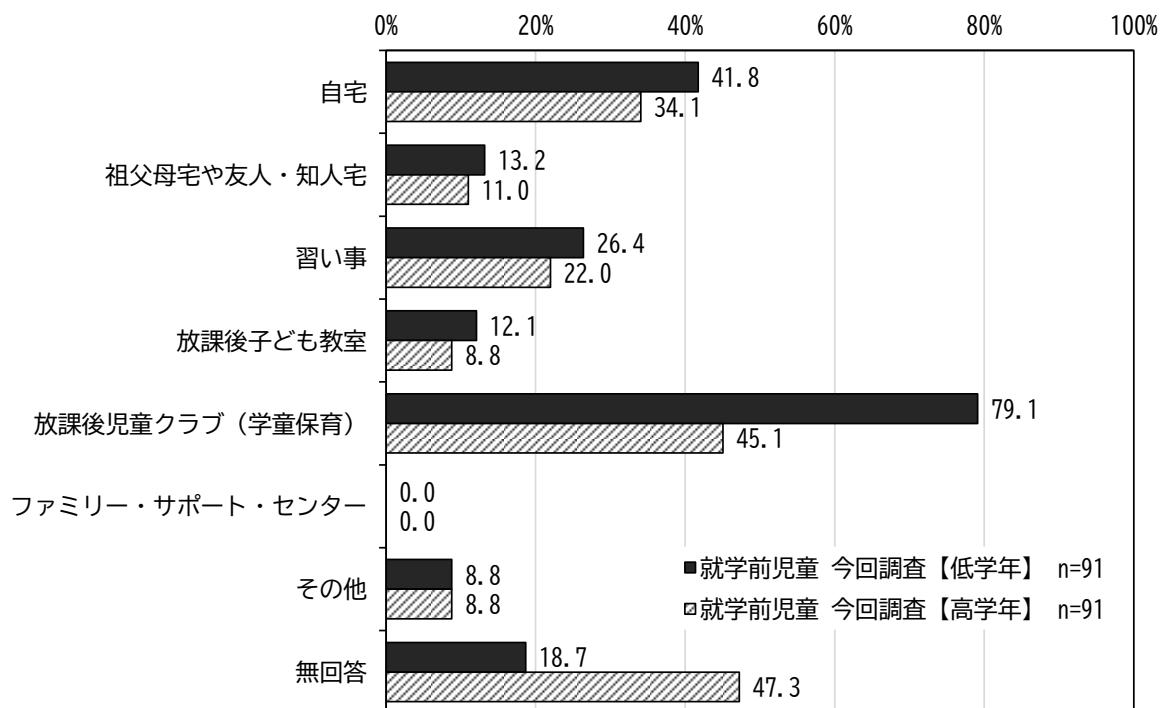
⑥病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法（就学前児童）

病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法については、前回調査と比べて、「母親が休んだ」が3.7ポイント増加して82.1%、「父親が休んだ」が22.8ポイント増加して50.3%となっています。



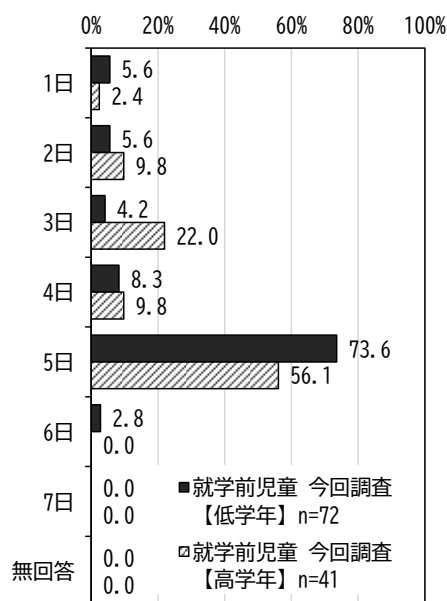
⑦希望する放課後の過ごし方（就学前児童）

希望する放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」をみると、低学年では 79.1%、高学年では 45.1%となっています。また、放課後児童クラブを希望する方の1週あたりの利用希望日数及び利用希望時間は、低学年、高学年ともに、「5日」、「18時まで」の割合が最も高くなっています。

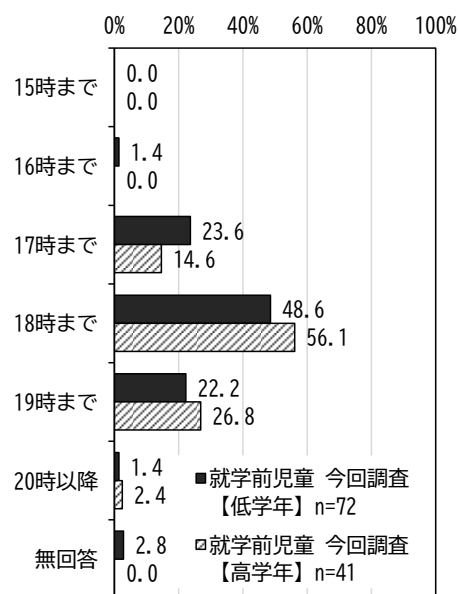


【放課後児童クラブ】

■ 1週あたりの利用希望日数



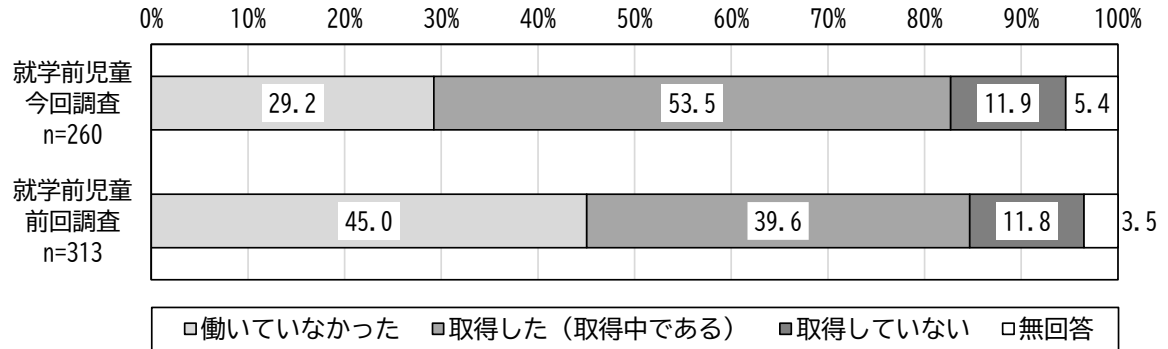
■ 利用希望時間（下校時から）



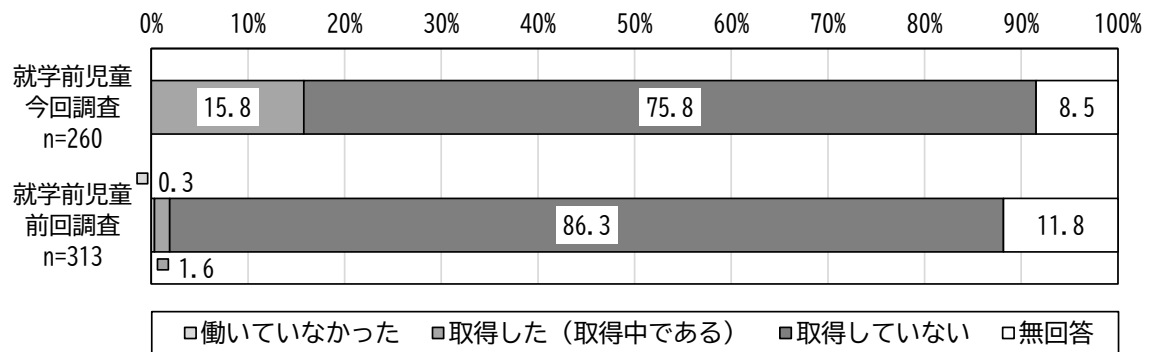
⑧育児休業の取得状況（就学前児童）

育児休業の取得状況について、「取得した」をみると、母親が 53.5%、父親が 15.8%と、前回調査と比べて、母親が 13.9 ポイント、父親が 14.2 ポイントの増加となっています。

【母親の育児休業の取得状況】



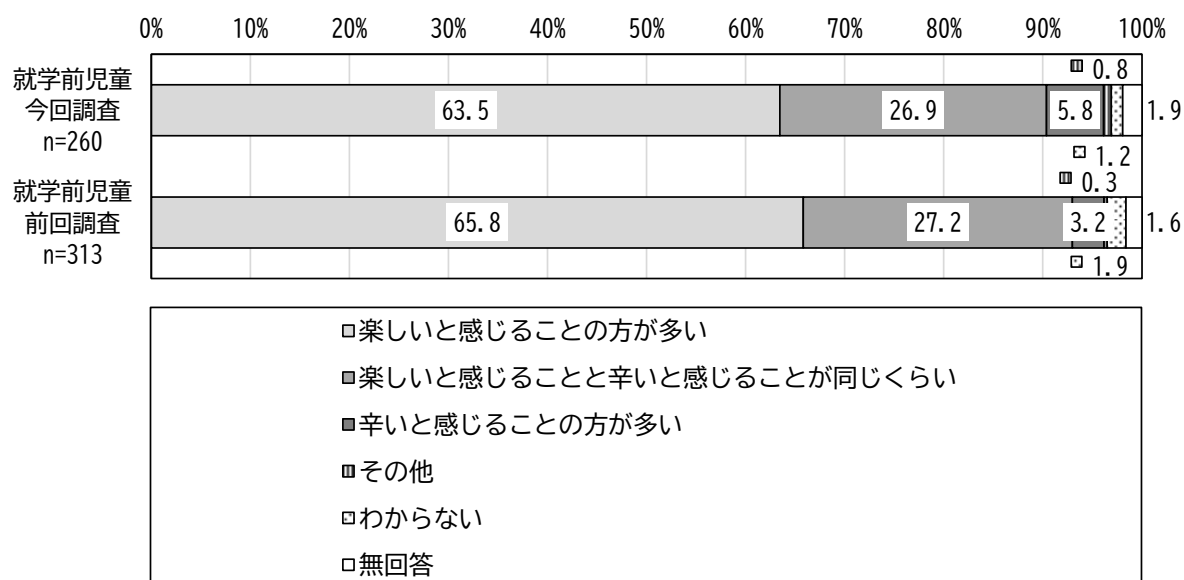
【父親の育児休業の取得状況】



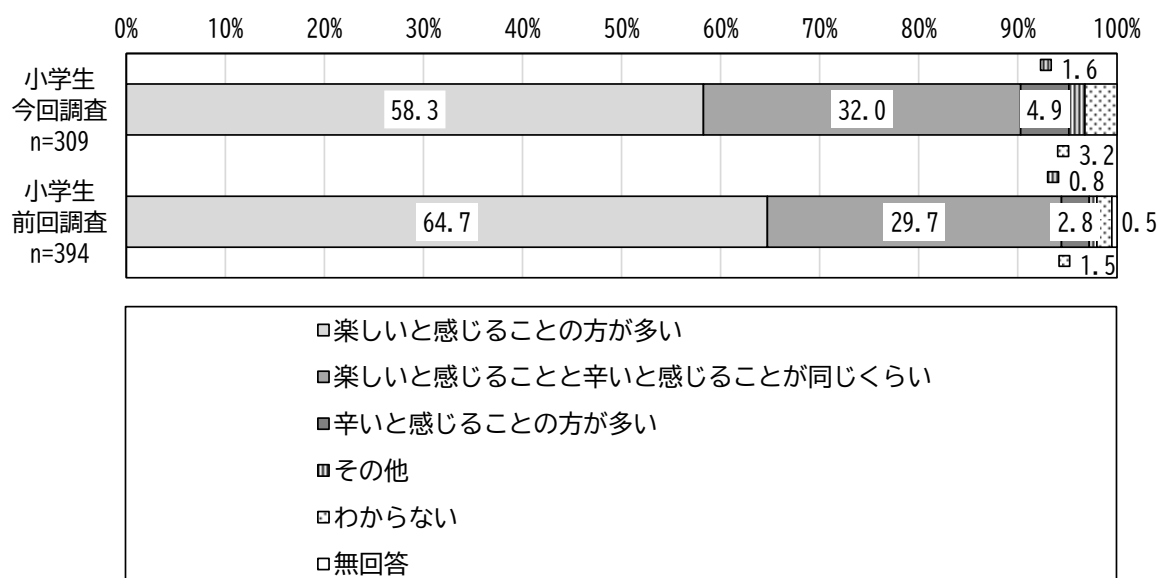
⑨子育てに対する感じ方（就学前児童／小学生）

子育てに対する感じ方について、「楽しいと感じることの方が多い」をみると、就学前児童が 63.5%、小学生が 58.3%と、前回調査と比べて、就学前児童が 2.3 ポイント、小学生が 6.4 ポイントの減少となっています。

【就学前児童】



【小学生】

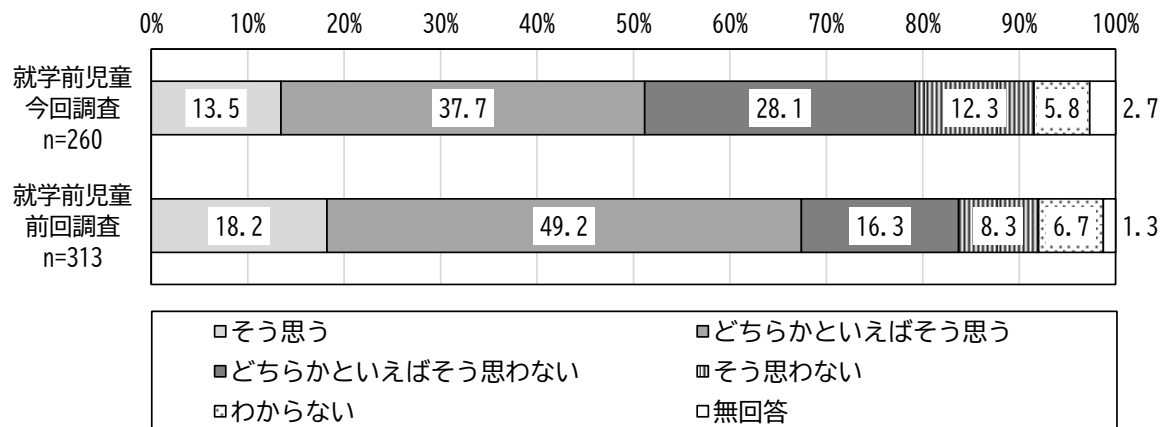


⑩子育てしやすいまちだと思うか（就学前児童／小学生）

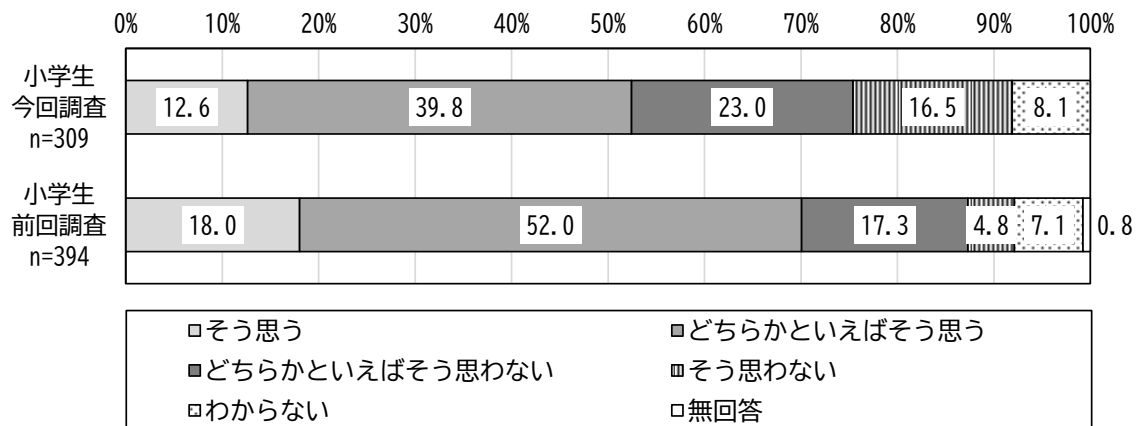
子育てしやすいまちだと思うかについて、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計値は、就学前児童が 51.2%、小学生が 52.4%と、前回調査と比べて、就学前児童が 16.2 ポイント、小学生が 17.6 ポイントの減少となっています。

一方で、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計値は、就学前児童が 40.4%、小学生が 39.5%と、前回調査と比べて、就学前児童が 15.8 ポイント、小学生が 17.4 ポイントの増加となっています。

【就学前児童】



【小学生】

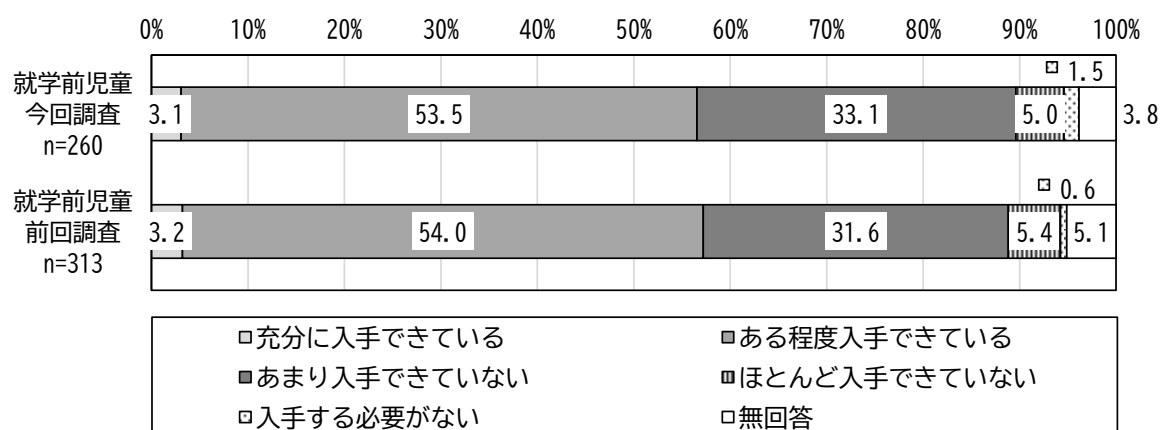


⑪子育てに関する情報の入手状況（就学前児童／小学生）

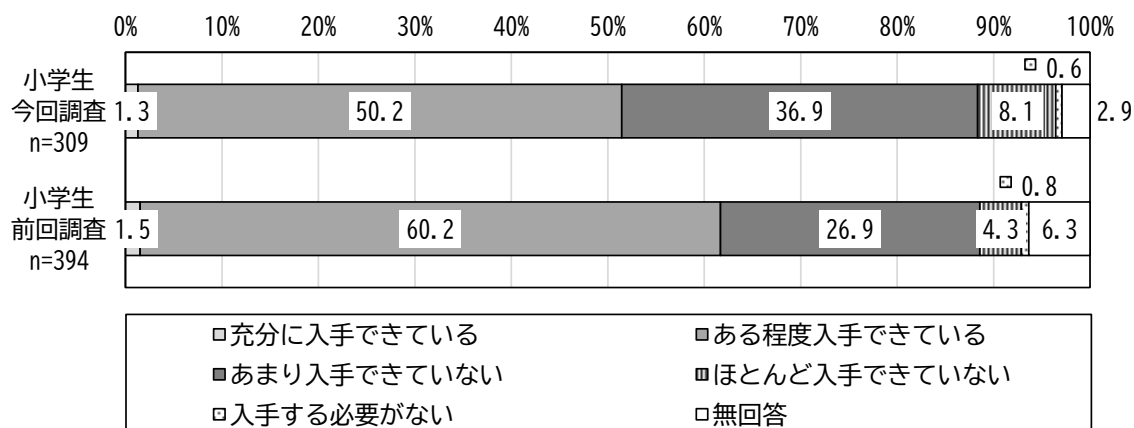
子育てに関する情報の入手状況について、「充分に入手できている」と「ある程度入手できている」の合計値は、就学前児童が56.6%、小学生が51.5%と、前回調査と比べて、就学前児童が0.6ポイント、小学生が10.2ポイントの減少となっています。

一方で、「あまり入手できていない」と「ほとんど入手できていない」の合計値は、就学前児童が38.1%、小学生が45.0%と、前回調査と比べて、就学前児童が1.1ポイント、小学生が13.8ポイントの増加となっています。

【就学前児童】



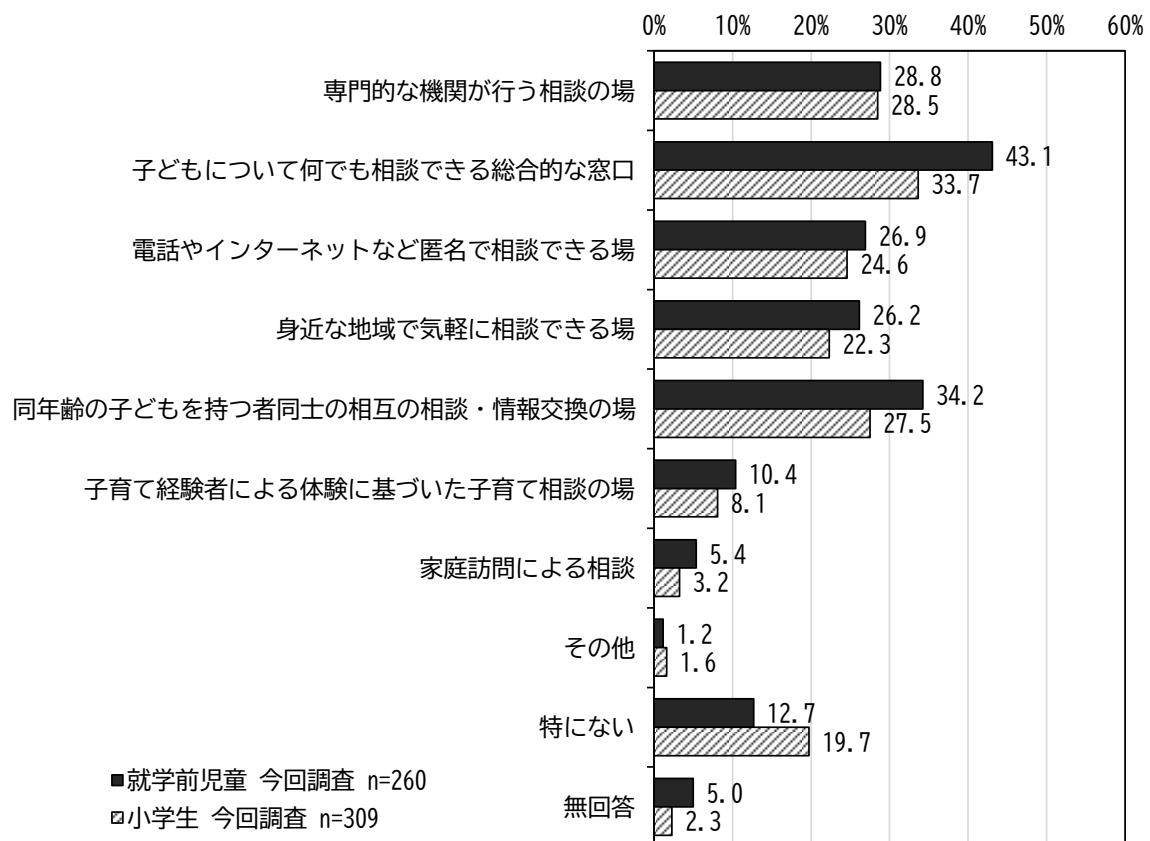
【小学生】



⑫充実を希望する子育てに関する相談場所（就学前児童／小学生）

充実を希望する子育てに関する相談場所について、就学前児童、小学生ともに、「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口」、「専門的な機関が行う相談の場」、「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の場」が上位に挙げられています。

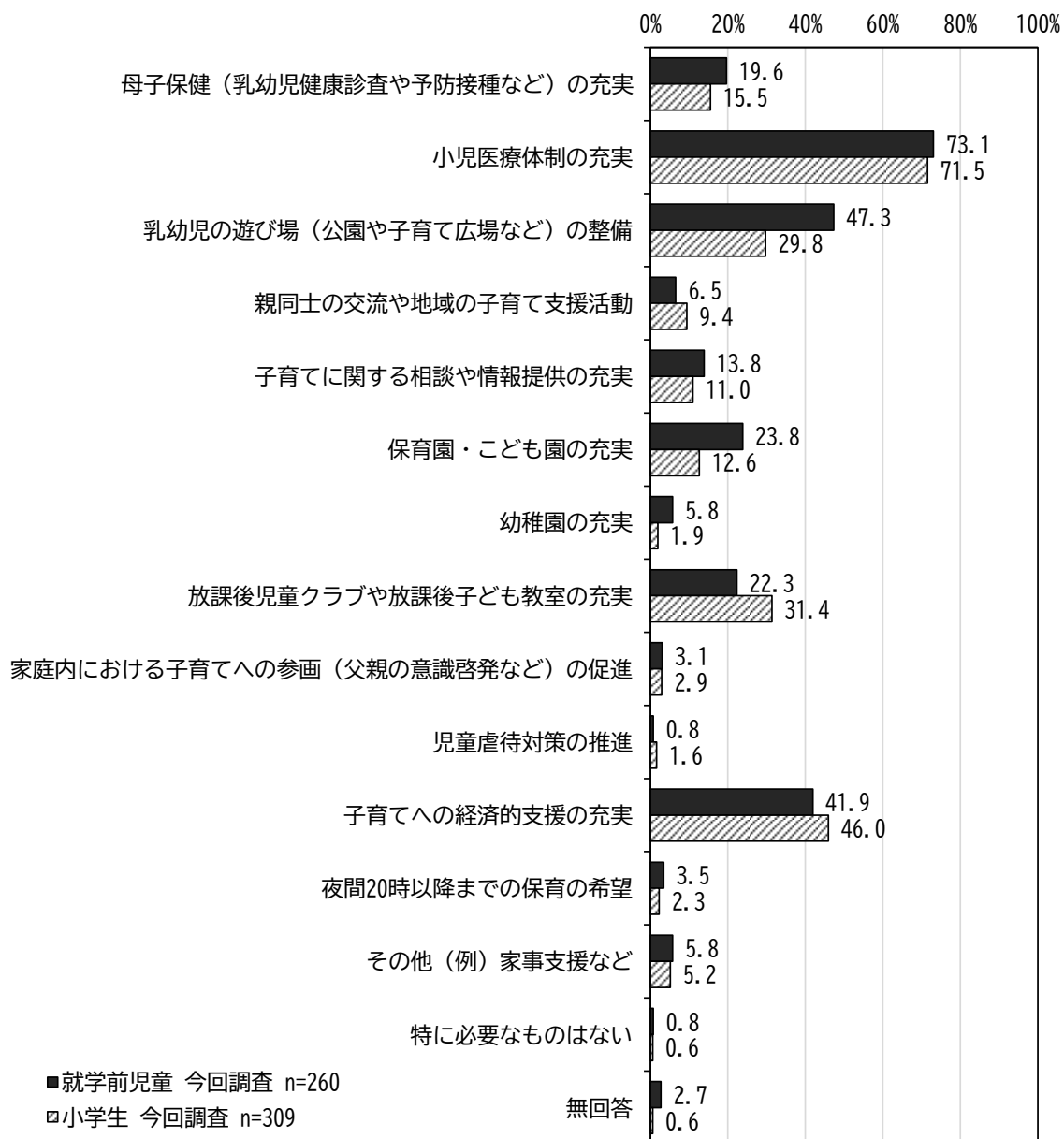
また、「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口」では、就学前児童が43.1%と、小学生の33.7%を9.4ポイント上回る結果となっています。「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の場」では、就学前児童が34.2%、小学生が27.5%と、就学前児童が6.7ポイント上回る結果となっています。



⑬子育てしやすいまちづくりのために、重要だと思うこと（就学前児童／小学生）

子育てしやすいまちづくりのために、重要だと思うことについて、就学前児童、小学生ともに、「小児医療体制の充実」、「子育てへの経済的支援の充実」、「乳幼児の遊び場の整備」、「放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実」が上位に挙げられています。

また、「乳幼児の遊び場の整備」では、就学前児童が47.3%と、小学生の29.8%を17.5ポイント上回る結果となっています。「放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実」では、就学前児童が22.3%、小学生が31.4%と、小学生が9.1ポイント上回る結果となっています。



第3章 第2期計画の振り返り

第3章 第2期計画の振り返り

第2期計画では、『すべての子どもと子育て家庭がいそいそと輝くまちづくり』を基本理念に据え、「こころ豊かに健やかに育つまちづくり」、「地域で子育てを支えるまちづくり」、「安心して産み育てることのできる環境づくり」の3つの基本目標と、それぞれにつながる19の基本施策の下、子ども・子育て支援に関する64の各種事業を展開してきました。本章では、第2期計画の各種事業の取組を振り返るとともに、第3期計画に向けた各種事業の今後の方向性などについて評価を行います。

1 各種事業の取組状況

(1) 基本目標1 こころ豊かに健やかに育つまちづくり

基本施策	事業内容	5年間の主な取組状況
教育・保育サービスの充実	利用者の立場に立った教育・保育サービスの拡充	・家庭状況に基づき保育の必要性を審査し、入所を決定。 ・給食の主食提供を開始し、アレルギー対応も実施。 ・使用済み紙おむつの持ち帰り廃止を継続し、保護者の負担軽減を図る。
	保育士の確保と保育の質の向上	・私立保育園等に補助金を交付し、安心して保育できる環境を支援。 ・各施設で特色ある教育・保育を実施し、多様な体験を通じて保育の質を向上。 ・保育アドバイザーが若手保育士の指導・育成を行い、各施設を訪問して水準向上に努める。
要保護児童への支援	児童虐待防止対策の充実	・年間20～30件の虐待案件に関し、関係機関と連携して対応。 ・国の方針に基づき、専門知識を持つ人材確保と体制の変更を実施。
	町民への広報	・広報紙と各学校へのパンフレットの配布により虐待防止を啓発。
ひとり親家庭等への支援	児童扶養手当の支給	・離婚届提出時に児童扶養手当の概要と申請方法を案内し、適正な支給を支援。
	ひとり親家庭医療費助成	・助成資格の有無や助成額を審査し、適正な助成金を支給。
	相談・情報提供の充実	・県の印旛健康福祉センターや社会福祉協議会等と連携し、各種手続きに関する相談・助言を実施。 ・給付金支援策や養育費相談会などのひとり親家庭支援施策をホームページや広報で周知。

基本施策	事業内容	5年間の主な取組状況
障がい児施策の充実	特別児童扶養手当の支給	・ 障害者手帳取得時に制度の概要や申請方法を案内し、適正に支給。
	障害児福祉手当の支給	
	相談・指導・支援の充実	・ 保健センターや障がい児通所支援事業所、相談支援事業所等と情報共有や相談を随時行い、早期に適切な支援へとつなげる取組を実施。
	生活支援の充実	・ 短期入所の利用実績なし。 ・ 啓発は相談支援専門員を通して行い、一般向けの広報活動は未実施。
	関係機関の連携強化	・ 個別ケースに応じて関係機関で情報共有やケース会議を行い、適切な支援を調整。
	保育施設等における障がい児保育の推進	・ 保育所訪問事業を活用し、専門職が保育園で障がい児対応の助言を実施。 ・ 保育士を配置して支援が必要な子どもの受け入れを実施。
	広場事業の推進	・ 知的障がいの家族の集まりはあるが、新規加入者が少ない。 ・ その他の障がいの交流の場は未設置。
医療的ケアが必要な児童への支援	医療的ケア児の支援に向けた連携体制の推進	・ 障がい児相談支援事業所の相談員に医療的ケア児に関する研修を受講させ、専門知識の向上を図る。
青少年への支援	非行防止対策の推進	・ 県が中学生を対象にネットパトロールを実施。 ・ 家庭教育だより等、小・中学生の保護者に啓発資料を配付。
	子ども・若者育成支援事業	・ 町関係課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携を強化し、支援体制を構築。 ・ 小・中学校と学校教育課の連携を強化。
	いじめ防止対策の推進	・ 小・中学校と連携し、児童生徒及び保護者の不安や悩みの軽減・改善に向けた支援を推進。 ・ 県教育委員会（北総教育事務所）からの最新情報やいじめの傾向を各校に伝達し、啓発活動を実施。
	ひきこもり対策の推進	・ 不登校の児童生徒及び保護者の相談を強化。
	青少年相談員事業	・ 釣り大会、星空の映写会、防犯パトロール、オールナイトハイク、親子たこづくり教室、星空の観察会、印旛地区連主催の少年の日・地域のつどい大会参加、県連主催の研修会参加。
	成人式	・ 該当者で成人式実行委員会を組織し、企画運営を担当して成人式を実施。

基本施策	事業内容	5年間の主な取組状況
子どもの貧困対策の推進	教育支援の推進	・小学校3～6年生を対象に「こども青樹堂」を実施し、豊かな人間形成と学力定着を支援。 ・中学生を対象に「地域未来塾」を実施し、学習習慣の確立と基礎学力の定着を支援。
	生活支援の推進	・町社会福祉協議会や「さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター」、「いんば中核地域生活支援センターすけっと」と連携して支援を実施。 ・県が主体の「株式会社トライグループ」による子どもの学習・生活支援事業を実施。
	保護者に対する就労支援の推進	・「さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター」や「ハローワーク成田」と連携し、児童扶養手当申請時にチラシの配布や出張相談を実施。
	経済的支援の推進	・「さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター」による出張相談を月1回実施。
食育の推進	食育の推進	・保育園で野菜を育て、子どもたちが収穫し給食に提供することで、育てる・食べる喜びを体験。 ・クッキング体験を通して食材に触れ、必要な食べ物を学び、調理を通じてさまざまな体験を実施。

(2) 基本目標2 地域で子育てを支えるまちづくり

基本施策	事業内容	5年間の主な取組状況
地域子育て支援サービスの充実	利用者支援事業	・子育てコンシェルジュが就園や育児の個別相談に応じ、地域子育て支援拠点で出張相談を実施。 ・育児に役立つ情報をまとめた「コンシェルジュ通信」を定期発行し、保育園・認定こども園の保護者や子育て支援センター利用者に配布。 ・保健センターと子育て支援センターが連携し、専門的な知見と利用者目線を活かした切れ目のない子育て支援を実施。
	地域子育て支援拠点事業	・定例行事「ふれあい遊び」「作ってあそぼう」「誕生会」等を開催し、リトミックや読み聞かせを実施して親子の交流の場を提供。 ・保健、栄養、歯科相談を定期的実施し、育児不安の解消に努めた。
	ファミリー・サポート・センター事業	・新たに作成した事業内容のチラシを町立保育園や認定こども園の保護者に配布し、育児援助事業を広く周知して利用会員の増加を図る。 ・健康推進員に会員募集のチラシを配布し、民生委員の定例会で事業説明を実施して協力会員の増加を図る。

基本施策	事業内容	5年間の主な取組状況
地域子育て支援サービスの充実	延長保育事業	・保護者の勤務形態に応じて延長保育を実施。
	一時預かり (預かり保育を除く)	・就労や育児負担解消のためリフレッシュ枠を設けて実施。
	病児保育事業	・町内施設での受入体制が整っていない状況。
	妊婦健康診査	・妊婦の健康保持・増進のため、母子健康手帳と14回分の受診券を交付。
	乳児家庭全戸訪問事業	・生後4か月までの乳児家庭を訪問し、母子の健康や子育て支援を実施。
	養育支援訪問事業	・必要な家庭に対して養育に関する訪問指導・助言を行い、適切な養育を支援。
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	・小学校6年生までの児童を受け入れ、放課後の居場所づくりと保護者の負担軽減を図る。 ・長期休暇中に各放課後児童クラブでイベントを開催し、さまざまな体験を提供。 ・特別な支援を必要とする子どもに対し、可能な限り受け入れを実施。
	放課後子ども教室	・「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブとの一体型でさまざまな体験学習を実施。
地域の子育て力の充実	関係団体等との連携強化	・町のボランティア7団体と連携し、毎月「誕生会」や「作ってあそぼう」などのイベントを開催。 ・保健センターの「マタニティ・ママパパクラス」を子育て支援センターで年3回開催し、妊娠期からの利用を促進。
世代間交流の充実	交流の場づくりの推進	・伴走型支援として、0歳児対象の「ママと赤ちゃんの日」「パパと赤ちゃんの日」を新規事業として実施。 ・月齢の異なる親子の交流を通じて、育児・就園に関する情報交換や悩み相談の場を提供。

(3) 基本目標3 安心して産み育てることのできる環境づくり

基本施策	事業内容	5年間の主な取組状況
妊産婦・新生児期における支援の充実	母子健康手帳の交付	・妊娠届出時に保健師が妊婦と面接し、健康状態や家庭状況の相談を実施し、母子健康手帳を交付。
	妊婦乳児支援タクシー利用券の交付	・妊婦や1歳までの乳児を持つ母親を対象に、健診等の通院時に利用できるタクシー利用券を交付。
	妊婦訪問指導	・妊娠届出時に面接できなかった妊婦や必要な方に対し、訪問して健康状態や家庭状況の相談を実施。
	産婦・新生児訪問指導	・すべての新生児家庭に訪問を実施。

基本施策	事業内容	5年間の主な取組状況
乳幼児健康診査の充実	乳児一般健康診査	・ 県内の医療機関に委託して、乳児一般健康診査を2回（3～6か月健診、9～11か月健診）実施。
	1歳6か月児健康診査	・ 年6回、1歳6か月児健康診査を実施。 ・ 未受診者に対し、地区担当保健師が受診勧奨を実施。 ・ 栄養士・保健師による保健指導で育児不安の軽減を図り、育てにくさを感じる保護者に遊びの教室等の教室を紹介して早期支援に努める。
	2歳児歯科健康診査	・ 年4回、2歳児歯科健康診査を実施。 ・ 健診で歯科健診、身体計測、ブラッシング指導、フッ化物歯面塗布を行い、必要な親子に個別で栄養・保健指導を実施。
	3歳児健康診査	・ 年6回、3歳児健康診査を実施。 ・ 未受診者に対し、地区担当保健師が受診勧奨を実施。 ・ 育てにくさを感じる保護者に、面接時などに担当保健師が親子相談やことばの教室「プラム」を紹介し、早期支援を図る。
健康・相談体制の充実	マタニティ・ママパプラス	・ 妊娠届出時にチラシを配布し、適宜、地区担当保健師が勧奨を実施。 ・ 土曜開催の沐浴実習では夫婦の参加率が高い。
	乳児相談	・ 保健師・栄養士が4か月・10か月乳児の発達確認や保育、離乳食の進め方について相談を実施。 ・ 4か月児に絵本の紹介・配布（ブックスタート事業）、10か月児に歯科衛生士がブラッシング指導と歯ブラシの配布を実施。 ・ 未受診者に対し、地区担当保健師が電話や訪問で状況確認を実施。 ・ 外国人対象者には翻訳機を使用して対応。
	子ども相談	・ 毎年、約200件の相談を通じ、子どもだけでなく家庭全般の問題・課題に対応。
	歯の健康づくり	・ マタニティ・ママパプラスでの講話を年3回実施。 ・ ママ・パパ歯科検診を実施。 ・ 乳児相談、幼児健診でブラッシング指導を実施。 ・ 2歳児歯科健康診査でフッ化物塗布を実施。 ・ 町内保育園、幼稚園、認定こども園で年長児を対象に「なかよし歯磨き教室」を実施し、歯と口腔の健康づくりに取り組む。
	乳幼児の事故予防	・ マタニティ・ママパプラスで乳幼児の事故予防・SIDS（乳幼児突然死症候群）に関する啓発を実施。 ・ 乳児相談の個別相談で事故予防についてパンフレットを使用して説明を実施。

基本施策	事業内容	5年間の主な取組状況
健康・相談体制の充実	子育て仲間づくりへの支援	・新型コロナウイルスに対する制限緩和に伴い、マタニティ・ママパピクラスや乳児相談で交流や情報交換の場を徐々に設けた。
	転入者へのPR	・他市町村から転入した乳幼児と保護者に、保健センターで母子保健事業や予防接種について周知。
	相談窓口の周知、情報発信の強化	・妊娠届出時や乳児相談時にパンフレットを用いて、各種相談窓口の周知と子育て支援センターの利用を勧奨。
子どもの発達状態に応じた支援体制の充実	親子相談 (心理発達相談)	・就学前の乳幼児の保護者に、心理発達相談員による個別相談を実施。 ・療育支援の利用支援を実施。
	遊びの教室 「どんぐり」	・幼児健診や親子相談で運動・精神・心理発達に不安のある親子に教室の参加を勧奨。 ・毎月1回リトミックや体感遊び、テーマ遊びを実施。 ・コロナ禍により、教室の中止や時間・内容の変更を行いながら教室を実施。
	ことばの教室 「プラム」	・ことばの発達に遅れや発音が気になる幼児（5～6歳）と保護者に対し、言語指導と家庭でのアドバイスを実施。 ・年度初めに町内保育園へチラシを配布し、事業周知を図る。 ・遊びの教室「どんぐり」や親子相談で、言葉の発達が気になりな親子に教室利用を勧奨。 ・コロナ禍で教室を中止することがあった。
	継続的指導の充実	・妊娠届出時に親子カードを作成し、妊娠時から乳幼児健診までの健康状態を継続支援。 ・妊娠届出時に保健師が妊婦と面接し、プランを作成して妊娠期から子育て期の支援を実施。
予防接種の接種率向上	予防接種事業	・乳児相談、幼児健康診査、就学時健診で母子健康手帳を確認し、予防接種状況を把握した上で、適切な接種を指導。 ・麻しん予防接種の未接種者に対し、未接種対策の勧奨を実施。
子育て家庭への経済的支援	子ども医療費の助成	・助成額を審査し、適正な助成金を支給。
	児童手当の支給	・支給対象者への支給率100%を達成。 ・令和4年度に現況届を廃止し、受給者の負担を軽減。

2 教育・保育事業等の量の見込みと実績

第2期計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において量の見込みを推計しています。これらの実績は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育の量の見込みと実績

		令和5年度				令和6年度			
		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み		139	151	14	96	145	157	14	94
実績		100	189	8	83	89	175	5	90
確保 方策	特定教育・保育施設	60	166	28	105	60	166	28	105
	確認を受けない幼稚園	270	0	0	0	270	0	0	0
	定員数合計	330	166	28	105	330	166	28	105

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実績

事業名	年度	量の見込み	実績（見込み）
利用者支援事業	R5	2 か所	2 か所
	R6	2 か所	2 か所
地域子育て支援拠点事業	R5	8,816 延人	5,585 延人
	R6	8,669 延人	5,600 延人
ファミリー・サポート・センター事業	R5	44 件	81 件
	R6	46 件	60 件
延長保育事業	R5	107 人	73 人
	R6	108 人	69 人
一時預かり【幼稚園型】	R5	762 延人	457 延人
	R6	769 延人	450 延人
一時預かり【幼稚園型以外】	R5	1,940 延人	618 延人
	R6	2,018 延人	620 延人
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	R5	18 人	0 人
	R6	18 人	0 人
妊婦健康診査	R5	1,248 延回	1,094 延回
	R6	1,225 延回	1,089 延回
乳児家庭全戸訪問事業	R5	106 件	96 件
	R6	104 件	92 件
養育支援訪問事業	R5	3 件	0 件
	R6	3 件	5 件
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	R5	176 人	242 人
	R6	172 人	253 人

3 第2期計画における5年間の評価（総括）

（1）基本目標1 こころ豊かに健やかに育つまちづくり

教育・保育サービスの拡充では、給食の主食提供を開始し、アレルギー対応を行いました。また、使用済み紙おむつの持ち帰りの廃止を継続することで、保護者の負担軽減を図ってきました。保育士の確保と保育の質の向上に向けては、私立保育園への補助金交付を通じて保育士の処遇改善を行うとともに、保育アドバイザーによる若手保育士の指導・育成を進め、保育の質の向上に取り組んできました。

児童虐待防止対策では、関係機関と連携し、情報を共有することで早期発見と迅速な支援を提供する体制を構築し、地域全体で子どもを守る体制を整備してきましたが、更なる連携強化が必要です。一方、障がい児支援については、全国的に医療的ケア児に関する協議の場の設置が進められる中、本町では個別事例が少ないため、検討が進んでいないという状況にあります。

いじめ対策では、学校や地域が協力し、いじめの早期発見と防止に向けた相談体制の充実や、教職員への研修を行い、いじめの兆候を見逃さず迅速に対応できる体制を整備しました。また、子どもたちへの啓発活動を通じて、互いに尊重し合うこころを育む教育を推進しました。加えて、経済的に困難な家庭に対しては、学習支援の提供や生活資金の貸付を行い、生活基盤の安定を図ってきました。

更に、食育活動に関しては、子どもたちが自ら野菜を育て、それを使ったクッキング保育を実施することで、食に対する理解を深めるとともに、食材の大切さを体験的に学び、健康的な食習慣の形成を支援してきました。

第3期計画においても、引き続き、保育士の安定確保と保育の質の向上に向けて、処遇改善や研修の充実を図る必要があります。また、児童虐待防止については、関係機関と連携し、地域全体で子どもを守る体制を更に強化することが求められます。更に、相談支援体制を拡充し、すべての家庭が気軽に相談できる環境を整備することが重要です。

障がい児支援については、障がいのある子どもやその家族が必要とする個別のニーズに対応できるよう、専門家による相談・支援を充実させ、きめ細やかなサポートを提供することが必要です。いじめ防止に向けては、学校と地域が協力し、いじめの発生を未然に防ぐための教育や啓発活動を継続して行うことが大切です。加えて、貧困対策については、経済的支援の充実と学習支援プログラムの拡大を通じて、すべての子どもが平等に教育を受けられる環境を整える必要があります。

これらの取組を通じて、地域全体で子どもたちが健やかに成長できるまちづくりを実現し、すべての子どもとその家族が安心して暮らせる環境を整備することが求められています。

(2) 基本目標2 地域で子育てを支えるまちづくり

子育て家庭が抱える不安感や孤立感の軽減を図るため、多様な地域子ども・子育て支援事業の充実に取り組んできました。地域子育て支援拠点事業では、育児に関する相談の場や、保護者同士の交流の機会を提供してきました。更に、世代間交流の推進により、地域全体で子育てを支えるつながりを広げる取組を進めてきました。また、延長保育事業では、標準保育時間を超えて保育を実施し、仕事と子育ての両立を支援してきました。

地域の子育て力の充実については、多くのボランティア団体と連携した活動を行うことで、地域のさまざまな主体が関与する支援の仕組みを整備してきました。更に、利用者支援事業として、保健センターと子育て支援センターが連携し、母子保健型と利用者目線の両方の視点を活かしたきめ細やかな支援を提供しました。

第3期計画においても、引き続き、地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた取組が必要です。また、地域全体で子育てを支援する「地域の子育て力」を更に高めるため、ボランティアや地域住民との連携を図るとともに、世代間交流の機会を更に拡大し、地域コミュニティにおけるつながりを深めることで、子育て家庭が地域社会とのつながりを持ちながら安心して子育てができる環境を整えることが求められています。

(3) 基本目標3 安心して産み育てることのできる環境づくり

妊娠・出産・育児期において、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、妊娠婦や新生児へのさまざまな支援を提供してきました。母子健康手帳の交付に際しては、妊娠届出時に保健師が妊婦と面接を行い、健康状態や家庭状況の相談を行いました。また、妊婦乳児支援タクシー利用券を交付することで、妊婦や1歳までの乳児を持つ母親が健診等に通院する際の経済的負担を軽減する取組を進めてきました。

妊婦訪問指導においては、妊娠届出時に面談ができなかった場合に訪問を実施し、健康状態や家庭状況の確認を行ってきました。また、産婦・新生児訪問指導では、すべての新生児家庭を訪問し、育児不安の軽減と健やかな発育支援を進めてきました。コロナ禍において、訪問を断られるケースがあったものの、子育て応援金の申請が訪問を受けることを条件としたことで、全家庭への訪問を達成することができました。

第3期計画においても、引き続き、妊娠・出産・育児期の切れ目のない支援を提供することが重要です。そのためには、妊娠婦や乳幼児に対する訪問指導の充実を図り、育児不安の軽減と発育支援を更に強化する必要があります。また、子育て支援サービスに関する情報の周知を徹底し、すべての保護者が安心して必要な支援を受けられるようにすることが求められています。

更に、児童手当や医療費助成といった経済的支援についても引き続き提供し、経済的な負担を少しでも軽減できるよう努めることで、すべての子育て家庭が安心して子育てできる環境を整えていくことが必要です。これらの支援を通じて、誰もが安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを実現することが求められています。

第4章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の上位計画にあたる「第6次酒々井町総合計画」では、酒々井町の将来都市像を『人 自然 歴史 文化が調和した 活力あふれるまち 酒々井』を目指すこととし、健康・福祉・子育てにかかる基本目標として、『誰もが健やかに暮らせる、支え合いのまちづくり』とされています。また、教育・文化にかかる目標では、『人権と学びが尊重され、豊かな心と歴史、文化が香るまちづくり』とされ、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援により、すべての家庭において、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、子育てしやすい環境を整備していく必要があるとされています。

第2期計画では、こうしたまちづくりの基本目標を踏まえつつ、子どもの最善の利益が実現される町を目標に、『すべての子どもがいいきと輝くまちづくり』を基本理念に掲げ、各種事業を展開してきました。

第3期計画においても、引き続き、子どもの最善の利益が実現される町を目指すとともに、新たに位置づけられた地域子ども・子育て支援を実現し、これまで以上に安心して子育てができる町の実現を目標に、『すべての家庭において、子どもが心身ともに健やかに支え合い成長できるまちづくり』を基本理念に掲げ、各種事業を展開していくこととします。

基本理念

すべての家庭において、子どもが心身ともに健やかに
支え合い成長できるまちづくり



2 基本目標

計画の基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標 1 こころ豊かに健やかに育つまちづくり

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、教育・保育サービスの水準を維持・向上するための環境整備を促進します。また、食育やさまざまな体験活動を行い、心身ともに成長できるよう、心と身体の健康の増進を図ります。貧困家庭や、障がい児、ひとり親家庭などを支援し、お互いがお互いを思いやり、誰もが笑顔で幸せに暮らせるよう福祉のまちづくりを推進します。

基本目標 2 地域で子育てを支えるまちづくり

子育て家庭の子育てに対する不安感や孤立感を軽減するため、多様な地域子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て支援施設における活動や、ファミリー・サポート・センター事業の活性化を促進し、子育てしやすい環境を整備します。世代間交流の充実などにより、地域全体で子育て支援ができる場を提供し、『地域の子育て力』の充実を図ります。更に、地域子育て支援サービスに対する町民のニーズに応えるため、更なる関係機関との連携強化に努めます。

基本目標 3 安心して産み育てることのできる環境づくり

妊娠・出産や出産後の育児に対する不安、子育てにかかる経済的な不安感などを感じることなく、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援サービスを提供するとともに、気軽に安心して相談できる総合相談窓口の周知・運営、更には、必要な人に必要な情報が確実に届くための情報発信のあり方などについて検討していきます。

3 施策の体系

基本 理念

すべての家庭において、子どもが心身ともに健やかに
支え合い成長できるまちづくり

基本目標	施策の方向
基本目標 1 こころ豊かに健やかに育つ まちづくり	1 教育・保育サービスの充実
	2 要保護児童への支援
	3 ひとり親家庭等への支援
	4 障がい児施策の充実
	5 医療的ケアが必要な児童への支援
	6 青少年への支援
	7 子どもの貧困対策の推進
	8 食育の推進
基本目標 2 地域で子育てを支える まちづくり	1 地域子育て支援サービスの充実
	2 地域の子育て力の充実
	3 世代間交流の充実
基本目標 3 安心して産み育てることの できる環境づくり	1 妊産婦・新生児期における支援の充実
	2 乳幼児健康診査の充実
	3 健康・相談体制の充実
	4 子どもの発達に応じた支援体制の充実
	5 予防接種の接種率向上
	6 子育て家庭への経済的支援

4 施策展開における基本的な視点

以下の4つの基本的な視点を踏まえ、施策に取り組みます。

基本的な視点 1 子どもの権利を尊重し、第一に子どもの幸せを考える

すべての子どもは、誰からも尊ばれ、愛情で守られるべき、かけがえのない存在です。個人としての尊厳が大切にされ、児童の権利に関する条約の精神に基づき、どのような差別も受けることなく、心身ともに健やかに育成される社会をつくる必要があります。また、社会の構成員のひとりとして、子どもの意見を尊重するとともに、支援にあたっては、その子どもにとって最善の利益となるよう考慮します。

基本的な視点 2 子どもを生み育てる喜びと楽しさを感じられる環境づくり

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加など、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

しかし、子育てとは、本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長するという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

保護者が子育ての責任を果たし、その喜びや楽しさを感じることができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら、子どもと向き合える環境を整えます。

基本的な視点 3 子どもの育ちと子育てを支援する地域づくり

学校、職場、地域など、社会のあらゆる分野の人々が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ちや子育て支援の重要性を理解し、相互に協力しながら、それぞれの役割を果たすことが重要です。

事業者においては、子育て中の労働者が、男女を問わず子育てに向き合えるよう、ワーク・ライフ・バランスが図られる職場環境の整備が求められます。

地域においては、地域コミュニティの中で子どもを育むことができるよう、地域活動を支援するとともに、子どもや子育て家庭の地域社会への参画を支援します。

基本的な視点 4 未来をつくる子どもの生きる力を応援する

一人ひとりの子どもが、健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるよう、子どもの居場所をつくり、地域社会への参画を支援し、豊かな体験ができる環境を整えることで、生きる力を応援します。

第5章 施策の展開

第5章 施策の展開

本章では、計画の基本的な考え方を踏まえ、今後5年間で取り組む、子ども・子育て支援の具体的な事業内容について掲載します。

1 基本目標1 こころ豊かに健やかに育つまちづくり

(1) 教育・保育サービスの充実

事業名	内容	担当課
利用者の立場に立った教育・保育サービスの拡充	・利用希望者が入所できるよう、利用調整を行ない、教育・保育の受け皿の拡充に努めます。 ・保育施設での使用済み紙おむつの持ち帰りの廃止を継続するなど、保護者の負担軽減に資する取組を推進します。 ・災害時等での対応など、保育中の安全安心の確保に努めます。	こども課
保育士の確保と保育の質の向上	・保育士の処遇改善に取り組む私立保育園等へ補助金の交付を行うことにより、職場への定着や人材確保を図ります。 ・各施設で特色ある教育・保育を実施し、子ども達がさまざまな経験をしながら成長できるよう支援し、充実した保育を推進します。	こども課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	・すべての子育て世帯の支援をするため、0歳児（6か月）から2歳児を対象に預かる通園制度を行います。（月上限10時間）	こども課

(2) 要保護児童への支援

事業名	内容	担当課
児童虐待防止対策の充実	・虐待の発生予防、早期発見、早期対応等を行うため、こども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の連携強化を図ります。 ・児童虐待に対する迅速かつ適切な支援を行うため、児童福祉司等の専門職、専門機関との連携・強化を図ります。	健康福祉課 人権推進室

事業名	内容	担当課
不登校対策の推進	・ 不登校の児童生徒及び保護者への相談窓口の周知を引き続き強化し、不登校の児童生徒が社会的な自立ができるように長期目標を持って支援していきます。	学校教育課
町民への広報	・ 町の広報紙やホームページ、SNSやパンフレットなどを通じて体罰等によらない子育て等の推進に関する啓発や相談先の周知を図るなど、虐待防止に関する広報活動を推進します。	健康福祉課 人権推進室

(3) ひとり親家庭等への支援

事業名	内容	担当課
児童扶養手当の支給	・ ひとり親家庭や親と生計を同じくしていない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給します。(※所得制限あり)	健康福祉課
ひとり親家庭等医療費等助成	・ ひとり親家庭等医療費の自己負担分の一部を助成します。(※所得制限あり)	健康福祉課
相談・情報提供の充実	・ 関係機関との連携により、学習支援や貸付金の事前相談及び申請手続きの補助等を行うとともに、ホームページや広報紙に相談機関等を掲載するなど、ひとり親家庭等を支援するための情報の周知を図ります。	健康福祉課

(4) 障がい児施策の充実

事業名	内容	担当課
特別児童扶養手当の支給	・ 精神または身体に一定以上の障がいがある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に対して、特別児童扶養手当を支給します。(※所得制限あり)	健康福祉課
障害児福祉手当の支給	・ 在宅(入院可)で精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳未満の児童に対して、障害児福祉手当を支給します。(※所得制限あり)	健康福祉課

事業名	内容	担当課
相談・指導・支援の充実	・関係機関の連携により、障がいを持つ子どもの早期発見と相談・指導・支援の充実を図ります。	健康福祉課
生活支援の充実	・障害者総合支援法による短期入所、通所支援、地域生活支援事業等の利用により、介護者の負担軽減と生活支援を図ります。 ・障害者総合支援法による各事業の利用を促進するため、広報・啓発の強化を図ります。	健康福祉課
関係機関の連携強化	・障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所、特別支援学校、医療機関、児童相談所等の連携により、子どもの成長に応じた指導・支援を図ります。	健康福祉課
保育施設等における障がい児保育の推進	・障がいのある子どもや特別な支援を必要とする子どもに対し、認可保育所等での受入体制の拡充について検討します。	こども課

(5) 医療的ケアが必要な児童への支援

事業名	内容	担当課
医療的ケア児の支援に向けた連携体制の推進	・医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよう、支援体制を構築していくための課題の共有や意見交換、支援策等について検討します。	健康福祉課

(6) 青少年への支援

事業名	内容	担当課
非行防止対策の推進	・青少年の健全育成・非行防止に関する町民意識の高揚を図るため、青少年健全育成に関わる団体等の協力の下、啓発活動を行います。	生涯学習課
いじめ防止対策の推進	・いじめ防止等に関わる関係機関と連携し、啓発活動を行うことで、いじめの未然防止に向けた取組を学校教育にとどまらず、町として実施します。	学校教育課
青少年相談員事業	・青少年の相談相手となる青少年相談員の事業として、地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資するため独自事業と各団体と連携した各種事業を推進します。	生涯学習課

事業名	内容	担当課
成人式	・ 成人になったことを自覚し、社会的連帯と自立の精神の下、未来をたくましく生き抜こうとする青年の門出を祝い励ますため、成人式を開催します。また、新成人該当者の中から代表として10名程度の成人式実行委員会を組織し、自主的な企画運営を行います。	生涯学習課

(7) 子どもの貧困対策の推進

事業名	内容	担当課
教育支援の推進	・ 教育の機会均等が図られるよう、就学・学資援助、学習支援、子どもの生きる力を育むために必要な取組を推進します。	生涯学習課 健康福祉課 こども課
生活支援の推進	・ 貧困状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、その他貧困状況にある子どもの生活の安定のために必要な取組を推進します。	健康福祉課
保護者に対する就労支援の推進	・ 貧困状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施や就職の斡旋等、保護者への就労支援のために必要な取組を推進します。	健康福祉課
経済的支援の推進	・ 貧困状況にある子どもの経済的支援のために、関係機関と連携して必要な取組を推進します。	健康福祉課
奨学給付金	・ 経済的な理由により高等学校等に進学が困難な方に対し、高等学校等へ進学するための必要な経費を支給します。	こども課

(8) 食育の推進

事業名	内容	担当課
食育の推進	・ 栄養士による食育指導やクッキング保育の機会を充実させることで、幼児期からの健康づくりに向けた取組や、食に関する正しい知識の普及、啓発などを図ります。	こども課

2 基本目標2 地域で子育てを支えるまちづくり

(1) 地域子育て支援サービスの充実

事業名	内容	担当課
利用者支援事業	・児童福祉法の改正により、「こども家庭センター」を市町村に設置することが努力義務化されたことを受け、本町では、令和7年度より「こども家庭センター」を設置します。子育て支援センターの利用者目線の視点による支援と併せて、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭を対象に、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や虐待の予防的な支援を実施します。	健康福祉課 こども課
地域子育て支援拠点事業	・親として主体的に子育てが行えるよう、講座や相談などの機会を提供し、親子が共に育ちあうための支援を行います。	こども課
ファミリー・サポート・センター事業	・利用者の増加に向けて、事業の周知・啓発を強化するとともに、事業に協力していただく協力会員の増加に努めます。	こども課
延長保育事業	・保護者の就労状況等、必要に応じ、標準保育時間を超えた延長保育を実施します。 ・時間外保育における人材の確保方策について検討します。	こども課
一時預かり（預かり保育を除く）	・保護者の就労、疾病、育児の負担軽減を図るため、一時的に児童の保育を行います。	こども課
病児保育事業	・病児保育については、受入れ施設が設置されていないことから事業を実施していません。	こども課
妊婦健康診査	・妊婦の健康の保持及び増進を図るため、引き続き、14回分の受診券を母子健康手帳とともに交付します。	健康福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	健康福祉課
養育支援訪問事業	・必要な家庭に対して、養育に関する訪問指導・助言等を行い、家庭の適切な養育の実施を支援します。	健康福祉課

事業名	内容	担当課
子育て世帯訪問支援事業	・家事、子育て家庭等に対して不安や負担を抱える子育て家庭の家事支援等を行い、自立して生活できるよう、支援対象者の環境を整えていきます。	健康福祉課
児童育成支援拠点事業	・児童育成支援拠点事業の実施については、今後将来における必要性を考慮していきます。	健康福祉課
親子関係形成支援事業	・親子関係形成支援事業の実施については、今後将来における必要性を考慮していきます。	健康福祉課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	・小学校6年生までの児童を受け入れており、利用者の家庭状況に応じて受入れができるよう調整します。 ・障がいのある子どもや特別な支援を必要とする子どもに対し、放課後児童クラブでの受入体制の拡充について検討します。	こども課
放課後子ども教室	・現在、放課後の自由参加の居場所や遊び場として、地域の方々の見守りの中で、酒々井小学校及び大室台小学校の学校内で週1回「放課後子ども教室」を開催しています。	こども課
保育園園庭解放	・未就園の子どもたちの利用により、園児と交流できる場を提供します。保護者が育児に対する相談をしやすい環境づくりに努めます。	こども課

（２）地域の子育て力の充実

事業名	内容	担当課
関係団体との連携強化	・さまざまなボランティア団体等と連携し、子育て支援に向けた取組を推進します。 ・妊娠期から、「子育て支援センターあいあい」を利用できるよう、引き続き、保健センターとの連携を図ります。	こども課

(3) 世代間交流の充実

事業名	内容	担当課
交流の場づくりの推進	・地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業で妊娠期の方が乳幼児の親子と交流できる場や、月齢や年齢の異なる親子が交流し、幼稚園、保育園、子育て等に関する情報交換や悩み相談ができる場の創出に努めます。	こども課

3 基本目標3 安心して産み育てることのできる環境づくり

(1) 妊産婦・新生児期における支援の充実

事業名	内容	担当課
母子健康手帳の交付	・妊娠届出時に、保健師が妊婦全員と面接し、健康状態や家庭状況等の相談を行い、母子健康手帳を交付します。	健康福祉課
妊婦乳児支援タクシー利用券の交付	・妊婦の方や1歳までの乳児を持つ母親を対象に、健診等で通院する際にその料金の一部を助成するタクシー利用券を交付します。	健康福祉課
妊婦訪問指導	・妊娠届出時に妊婦本人と面接できなかった場合に、訪問による面接を行い、健康状態や家庭状況等の相談を行います。	健康福祉課
新生児・産婦訪問指導	・引き続き、すべての家庭を訪問し、訪問時に支援が必要と感じられる方には、産後ケアなどのサービスにつなげていきます。	健康福祉課
産後ケア事業	・産後1年以内の母親及び乳児を対象に、産婦人科や助産師による母親の心身のケアや授乳、沐浴などの支援を行います。	健康福祉課
妊婦等包括相談支援事業	・妊娠中の総合的な支援のため、妊婦のための支援給付と組み合わせ面談を実施します。	健康福祉課

(2) 乳幼児健康診査の充実

事業名	内容	担当課
乳児一般健康診査	・県内の医療機関に委託して、乳児一般健康診査を2回（3～6か月健診及び9～11か月健診）行います。受診券は母子健康手帳とともに交付します。	健康福祉課
1歳6か月児健康診査	・栄養士による栄養指導、保健師による保健指導により、育児不安の軽減を図るとともに、虐待の防止、発達障がい等が疑われる児童の発見及び育てにくさを感じる親への早期支援に努めます。引き続き、未受診者への勧奨を継続し、受診率の向上に努めます。	健康福祉課

事業名	内容	担当課
2歳児歯科健康診査	・むし歯予防、歯の健康維持増進を図るため、子どもの歯科健診、身体計測、ブラッシング指導、フッ化物歯面塗布などを行います。	健康福祉課
3歳児健康診査	・栄養士による栄養指導、保健師による保健指導により、育児不安の軽減を図るとともに、虐待の防止、発達障がい等が疑われる児童の発見及び育てにくさを感じる親への早期支援に努めます。また、未受診者への受診勧奨や、状況把握に努めます。 ・屈折検査機器を導入し、視覚の異常を早期に発見し、適切な治療につなげていきます。	健康福祉課

(3) 健康・相談体制の充実

事業名	内容	担当課
マタニティ・ママパ パクラス	・1クール4日間に内容を見直し、妊娠中から産後の育児（沐浴や調乳）についての講義や実習を行います。	健康福祉課
乳児相談	・保健師や栄養士が、4か月、10か月の乳児の発達の確認、保育や離乳食の進め方などについて相談を行います。4か月児には、読み聞かせを通して親子がふれあうことの大切さを伝えるための絵本の紹介と配布（ブックスタート事業）、10か月児には、歯科衛生士がブラッシング指導と歯ブラシを配布します。 ・外国人の対象者に対応するため、多言語に対応できる体制を整えます。	健康福祉課
子ども相談	・子育ての悩みや児童虐待など0歳～18歳までの子どもの問題について、家庭相談員などが随時、相談に応じます。	健康福祉課 人権推進室

事業名	内容	担当課
歯の健康づくり	・マタニティ・ママパパクラスでの講義、乳幼児からの歯磨き指導、健康診査、町内保育園等での歯磨き教室を実施し、歯の健康維持・増進に向けた知識の普及に努めます。 ・妊婦とその配偶者、生まれてくる子の口の健康づくりのため、むし歯・歯周病検診を行います。（ママ・パパ歯科検診） ・3歳児健康診査でフッ化物塗布を実施します。	健康福祉課
乳幼児の事故予防	・マタニティ・ママパパクラスにおいて、乳幼児の事故予防・SIDS（乳幼児突然死症候群）に関する啓発を行います。 ・乳児相談の個別相談において、事故予防についてパンフレットを使用して説明を行います。 ・新生児訪問指導等の際に、事故予防について説明を行います。	健康福祉課
子育て仲間づくりへの支援	・マタニティ・ママパパクラス、乳児相談などを通して、子育てについて交流や情報交換のできる場を提供し、育児不安の軽減や楽しくいきいきと子育てができるよう支援します。	健康福祉課
転入者へのPR	・乳幼児と保護者が他市町村から転入した場合に、母子保健事業や予防接種についてPRを図ります。	健康福祉課
相談窓口の周知、情報発信の強化	・誰もが気軽に相談できる環境を促進するため、保健センターや子育て支援センターの更なる周知を図ります。 ・必要な人に必要な情報が確実に届くよう、多様な情報発信のあり方について検討します。	健康福祉課 こども課

（４）子どもの発達に応じた支援体制の充実

事業名	内容	担当課
親子相談（心理発達相談）	・就学前の乳幼児の保護者に、乳幼児の発達や生活などについて、心理発達相談員による個別相談を行います。	健康福祉課

事業名	内容	担当課
遊びの教室「どんぐり」	・子どもの発達や生活・育児などについて心配がある親子を対象に、遊びの指導と相談・助言などを行う教室を開催します。	健康福祉課
ことばの教室「プラム」	・ことばの遅れや発音などが気かりな幼児（主に5、6歳児）を対象に、保護者相談及び言語指導を行います。	健康福祉課
継続的指導の充実	・妊娠届出時に親子カードを作成し、妊娠時の状況から乳幼児の健診等の健康状態を一つのカードに記録・保管することで継続的な支援を行います。 ・妊娠届出時にセルフプランを作成し、安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう支援します。	健康福祉課

（５）予防接種の接種率向上

事業名	内容	担当課
予防接種事業	・乳児相談や幼児健康診査等の母子保健事業などにおいて予防接種の確認を行い、未接種者に対する接種勧奨を行います。 ・これまで一度も麻しんの接種をしたことのない子ども（満2歳から高校3年生に該当する年齢）に対し、1回目の公費接種を継続実施します。 ・引き続き、乳児相談・幼児健康診査、就学時健診での勧奨を行います。	健康福祉課

（６）子育て家庭への経済的支援

事業名	内容	担当課
子ども医療費の助成	・0歳から高校生世代までの子どもの医療費（保険適用分）の全額または一部を助成します。	こども課
児童手当の支給	・0歳から高校生世代までの子どもを養育している方を対象に、児童手当を支給します。	こども課

第6章 量の見込みと確保方策

第6章 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の中で、教育・保育の提供区域や、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとされています。

本町では、過年度に実施したアンケート調査の結果から、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用状況・利用希望に関する傾向を把握した上で、各種事業等のこれまでの利用実績や、将来の児童数の推移等を考慮し、本計画の計画期間である令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの各種事業等の量の見込みと確保方策を以下のとおり設定することとしました。

なお、教育・保育の提供区域とは、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を勘案して定める区域であり、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位は、第2期計画と同様、町内全域を一区域として設定します。

1 教育・保育の認定について

教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられています。

〈認定区分と日中の教育・保育の事業概要〉

	認定区分	事業名	事業の概要
1号認定	子どもが満3歳以上で保育の必要なし	認定こども園 幼稚園	認定子ども園及び幼稚園、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施。
2号認定	子どもが満3歳以上で保育の必要あり	認定こども園 保育所（園）	認定こども園及び保育所で、両親共就労等その他で保育を必要とするに該当する場合、保育標準時間（1日11時間まで）の利用に対応。両親の両方またはいずれかがパートで就労する場合は、保育短時間（1日8時間まで）の利用に対応。
3号認定	子どもが満3歳未満で保育の必要あり	認定こども園 保育所（園）	認定こども園及び保育所で、両親共就労等その他で保育を必要とするに該当する場合、保育標準時間（1日11時間まで）の利用に対応。両親の両方またはいずれかがパートで就労する場合は、保育短時間（1日8時間まで）の利用に対応。地域型保育事業（定員6人以上19人以下）の小規模保育等で、上記と同じ対応。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みにあたっては、過去5年間の実績値（認定率、伸び率）、児童人口推計等を勘案し、算出しています。

（１）幼稚園・認定こども園（教育部分）【１号及び２号認定：３歳児～５歳児】

幼稚園・認定こども園（教育部分）の計画期間における各年度の量の見込みは、１号認定、２号認定ともに、およそ45人から40人程度を想定しています。

〈量の見込み及び確保方策〉

（単位：人）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	１号認定	43	41	43	43	43
	２号認定 （教育認定）	46	43	45	45	45
確保方策		330	330	330	330	330
参 考		定員数：酒々井幼稚園 270 人、昭苑こども園 60 人 合計 330 人				

（２）保育園・認定こども園（保育部分）【２号認定：３歳児～５歳児】

保育園・認定こども園（保育部分）の計画期間における各年度の量の見込みは、２号認定でおよそ150人から135人程度を想定しています。

これら見込量に対する必要量を確保し、教育・保育の提供体制を整えます。

〈量の見込み及び確保方策〉

（単位：人）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	２号認定	146	137	145	145	148
確保方策		165	165	165	165	165
参 考		定員数：中央保育園 36 人、岩橋保育園 64 人、昭苑こども園 65 人 合計 165 人				

(3) 保育園・認定こども園（保育部分）、地域型保育事業、認可外保育施設 【3号認定：0歳児、1歳児、2歳児】

保育園・認定こども園（保育部分）の計画期間における各年度の量の見込みは、3号認定【2歳児】でおよそ55人から50人程度、3号認定【1歳児】でおよそ40人程度、3号認定【0歳児】でおよそ10人程度を想定しています。

計画期間においては、地域型保育事業の予定がないことから、保育施設及び認可外保育施設での受け入れにより対応します。

〈量の見込み及び確保方策〉

■ 2歳児

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3号認定【2歳児】	50	53	53	54	54
確保方策	保育施設	55	55	55	55	55
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育	2	2	2	2	2
	合計	57	57	57	57	57
参 考		定員数：中央保育園14人、岩橋保育園23人、昭苑こども園18人、認可外2人 合計57人				

■ 1歳児

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3号認定【1歳児】	39	39	39	39	39
確保方策	保育施設	47	47	47	47	47
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育	2	2	2	2	2
	合計	49	49	49	49	49
参 考		定員数：中央保育園10人、岩橋保育園19人、昭苑こども園18人、認可外2人 合計49人				

■ 0歳児

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3号認定【0歳児】	9	9	9	9	9
確保方策	保育施設	26	26	26	26	26
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育	2	2	2	2	2
	合計	28	28	28	28	28
参 考		定員数：岩橋保育園14人、昭苑こども園12人、認可外2人 合計28人				

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みにあたっては、過去5年間の実績値（利用率、伸び率）、児童人口推計等を勘案し、算出しています。

〈量の見込み及び確保方策〉

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
利用者支援事業（単位：か所）						
量の見込み	2	2	2	2	2	
確保方策	2	2	2	2	2	
利用者支援事業（こども家庭センター）（単位：か所）						
量の見込み	1	1	1	1	1	
確保方策	1	1	1	1	1	
地域子育て支援拠点事業（単位：延人／年）						
量の見込み	5,650	5,700	5,800	6,000	6,100	
確保方策	5,650	5,700	5,800	6,000	6,100	2施設
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（単位：件／年）						
量の見込み	71	71	71	71	71	
確保方策	71	71	71	71	71	
延長保育事業（単位：人／年）						
量の見込み	76	74	77	77	78	
確保方策	76	74	77	77	78	
一時預かり事業（預かり保育）（単位：延人／年）						
量の見込み	304	304	304	304	304	1号認定
量の見込み	159	159	159	159	159	2号認定
確保方策	463	463	463	463	463	
一時預かり事業（預かり保育を除く）（単位：延人／年）						
量の見込み	790	790	790	790	790	
確保方策	790	790	790	790	790	
子育て短期支援事業（ショートステイ）（単位：人／年）						
量の見込み	—	—	—	—	—	
確保方策	—	—	—	—	—	
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）（単位：人／年）						
量の見込み	—	—	—	—	—	
確保方策	—	—	—	—	—	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
妊婦健康診査（単位：人回／年）						
量の見込み	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	
確 保 方 策	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	
乳児家庭全戸訪問事業（単位：件／年）						
量の見込み	92	92	92	92	92	
確 保 方 策	92	92	92	92	92	
養育支援訪問事業（単位：件／年）						
量の見込み	5	5	5	5	5	
確 保 方 策	5	5	5	5	5	
病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）（単位：延人／年）						
量の見込み	－	－	－	－	－	
確 保 方 策	－	－	－	－	－	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（単位：人／月）						
1年生	58	65	49	58	54	
2年生	57	52	59	44	52	
3年生	66	58	53	60	45	
4年生	38	34	30	27	31	
5年生	14	16	15	13	12	
6年生	10	9	11	10	9	
量の見込み計	243	234	217	212	203	
確 保 方 策	295	295	295	295	295	
参 考	定員数：大室台小学校児童クラブ 90 人、酒々井小学校児童クラブ 100 人、 昭苑学童クラブ 80 人、BEAR BEE 25 人 合計 295 人					
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携による実施（単位：か所）						
確 保 方 策	4	4	4	4	4	放課後児童クラブ
確 保 方 策	2	2	2	2	2	放課後子ども教室
子育て世帯訪問支援事業（単位：延人／年）						
量の見込み	1	1	1	1	1	
確 保 方 策	12	12	12	12	12	
児童育成支援拠点事業（単位：人／年）						
量の見込み	0	0	0	0	0	
確 保 方 策	0	0	0	0	0	

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
親子関係形成支援事業（単位：人／年）						
量の見込み	0	0	0	0	0	
確保方策	0	0	0	0	0	
産後ケア事業（単位：延人／年）						
量の見込み	39	39	39	39	39	
確保方策	39	39	39	39	39	
妊婦等包括相談支援事業（妊娠届出数・1組あたりの面談回数）						
量の見込み	3	3	3	3	3	
確保方策	3	3	3	3	3	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（単位：延人／月）						
0歳児		1	1	1	1	
1歳児		1	1	1	1	
2歳児		1	1	1	1	
量の見込み計		3	3	3	3	
確保方策		3	3	3	3	令和8年度開始
実費徴収に係る補足給付を行う事業（実施の有無）						
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（実施の有無）						
実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	

4 教育・保育の一体的な提供及び

教育・保育の推進に関する体制の確保

教育・保育の一体的な提供を推進するほか、町内の関係機関と連携し、質の高い教育・保育の提供を行います。

また、教育・保育の提供にあたっては、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、小学校就学後を見据えた教育・保育施設の提供を推進するとともに、小学校等への円滑な移行のため、担当職員と小学校教諭との意見交換会や相互参観等の実施を通して小学校との連携を図ります。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

施設との連携を図り、法定代理受領、保護者への償還払い等の方法により保護者への支給を行います。

6 産後の休業及び育児休業後における

特定教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が、産後の休業、育児休業明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるように、窓口等での情報提供を行います。

7 子どもに関する専門的な知識・技術を要する

支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児・生活困窮・養育困難な家庭など特別な支援が必要な子どもに対する施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして行います。

第7章 計画の推進体制と進捗管理

第7章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

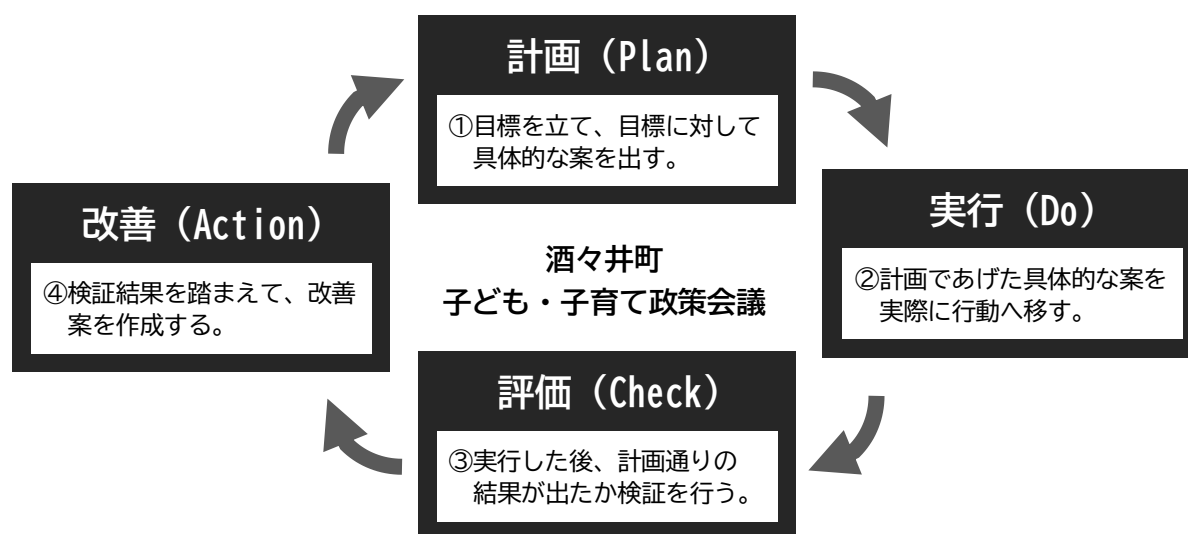
本計画の推進にあたっては、庁内関係部局はもとより、教育・保育関係者をはじめとしたさまざまな関係機関・団体などと連携協力しながら、計画的かつ効果的な取組を推進します。

2 計画の進捗管理と点検・評価

本計画の実効性を担保するため、各年度における計画推進の実施状況を把握・点検・評価し、その結果を以後の計画推進に反映させていくことが大切です。

そこで、計画推進の中心となる「酒々井町子ども・子育て政策会議」において、毎年度の計画推進状況を把握・点検するとともに、計画の主体である子どもや子育て家庭の声を中心に、より多くの地域住民の声が活かせるよう、本計画の評価、改善に努めます。

<PDCAサイクルの概念図>



資料編

資料編

1 計画の策定経緯

年 月 日	内 容
令和6年 3月12日（火）	令和5年度 第1回酒々井町子ども・子育て政策会議 （1）第3期酒々井町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の実施について （2）こども家庭庁における子ども・子育て政策の推進について
1月12日（金）～ 2月8日（木）	酒々井町子ども・子育て支援に関するアンケート調査 【調査対象】 ・就学前児童（配付数：502件／回収数：260件／回収率：51.8%） ・小学生（配付数：595件／回収数：309件／回収率：51.9%）
11月28日（木）	令和6年度 第1回酒々井町子ども・子育て政策会議 （1）第3期酒々井町子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和7年 1月17日（金）～ 1月31日（金）	パブリック・コメントの実施
2月21日（金）～ 2月28日（金） ※書面開催	令和6年度 第2回酒々井町子ども・子育て政策会議 （1）第3期酒々井町子ども・子育て支援事業計画について

2 用語の解説

【あ行】

育児休業	子どもが1歳（一定の場合は、最長で2歳）に達するまで申出により育児休業の取得が可能（父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間【パパ・ママ育休プラス】）。また、パパは通常の育児休業とは別に、産後8週間以内に最大4週間、分割して育児休業の取得が可能【産後パパ休暇】。
医療的ケア児	学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為が必要な児童のこと。
SNS	Social Networking Service(Site)の略で、個人間の交流を支援するサービス（サイト）。
M字カーブ	女性の年齢別就業率は、結婚出産期にあたる20歳代後半から30歳代にかけて一時低下し、その後再び上昇している。これをグラフで描くとM字のカーブになることからこう呼ばれている。

【か行】

監護	養育者が、精神面及び日常生活において子どもの監督・保護を行っていること。
教育・保育施設	幼稚園・認定こども園・保育園のこと。
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当。
子育てコンシェルジュ	利用者支援事業基本型において、保護者からの相談を受け、それぞれのニーズに合った子育て支援サービスについて情報を提供する専門の相談員。
子育て支援サービス	子どもを産み育てるために、必要となる人手や金銭的な面、情報などのサービスのこと。
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う事業のこと。
子ども・子育て支援法	日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として制定された法律。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成 17 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法であったが、平成 26 年の改正により令和 7 年 3 月 31 日まで延長され、更に令和 6 年の改正により令和 17 年 3 月 31 日まで再延長された。
児童相談所	児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた、児童福祉の専門機関。
児童福祉司	児童福祉法に基づき、都道府県の児童相談所に配属される専門職員。児童及び妊産婦の保護・保健などの福祉に関する事項について相談に応じ、必要な指導を行う人のことをいう。
児童福祉法	保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援するために制定された法律。
食育	さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。
スクールカウンセラー	学校に配置され、子どもの生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

【た行】

地域型保育事業	子どもの成長を支援するために、認可保育所（原則 20 名以上）より少人数の単位で、0 歳から 2 歳児までの子どもを預かる事業のこと。
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場のこと。
地域子ども・子育て支援事業	すべての子育て家庭を対象に、市町村が地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を行う事業のこと。

【な行】

乳幼児突然死症候群（SIDS）	それまで元気だった赤ちゃんが、何の予兆や病歴のないまま、眠っている間に突然死亡してしまうこと。
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設。

【は行】

パブリック・コメント	重要な政策などを決定する際に、あらかじめ原案の段階から公表して広く意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対して行政の考え方を公表する仕組み。
------------	--

P D C Aサイクル	生産技術における品質管理などの継続的改善手法。計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）を繰り返すことで、業務を継続的に改善する方法の1つ。
病児保育	児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う保育サービスのこと。
貧困家庭	低所得のため生活必要手段が欠乏し、生活に困窮する家庭をいう。生活保護を受けている被保護世帯や、受けてはいないが最低生活を余儀なくされているボーダーライン層など。
ブックスタート事業	乳幼児から読書のよろこびやその心をはぐくんでもらうため、絵本の支給などにより、読書に親しむきっかけづくり。
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のこと。
放課後子ども教室	放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取組のこと。
保健師	所定の専門教育を受け、地区活動や健康教育・保健指導などを通じて疾病の予防や健康増進など公衆衛生活動を行う地域看護の専門家のこと。

【や行】

ヤングケアラー	本来大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っている 18 歳未満の子どもを指す。具体的には、家族の介護、幼いきょうだいの世話、家計の管理、家族の精神的な支えなどが含まれる。
要保護児童	保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のこと。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場のこと。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
--------------	---

第3期酒々井町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 酒々井町

編集 酒々井町教育委員会こども課

〒285-8510

千葉県印旛郡酒々井町中央台 4-11

TEL 043-496-1171（代表）

FAX 043-496-4541

URL <https://www.town.shisui.chiba.jp>
